

# 大分県報

平成三十年  
号外 (二〇)  
三月三十日

(金曜日)

## 目次

大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正	一
大分県職員定数条例の一部改正	二
職員の特務勤務手当支給条例の一部改正	二
災害派遣手当の支給に関する条例の一部改正	三
大分県使用料及び手数料条例の一部改正	三
大分県有施設整備基金条例の一部改正	八
大分県住民基本台帳法施行条例の一部改正	八
大分県地方独立行政法人評価委員会条例の一部改正	九
大分県看護師等修学資金貸与条例の一部改正	九
介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の制定	九
養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正	一九
指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正	二〇
指定居宅介護支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例の廃止	二七
大分県安心こども基金条例の一部改正	二七
指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正	二七
指定通所支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正	四六
大分県身体障害者更生相談所の設置及び管理に関する条例の一部改正	五二
青少年の健全な育成に関する条例の一部改正	五二

旅館業法施行条例の一部改正	五三
大分県企業立地促進資金貸付基金条例の廃止	五三
大分県営土地改良事業分担金徴収条例等の一部改正	五三
大分県道路占用料徴収条例の一部改正	五四
大分県屋外広告物条例の一部改正	五七
大分県迷惑行為防止条例の一部改正	五七

## ○条 例

大分県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成三十年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞  
大分県条例第三号

### 大分県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

大分県の事務処理の特例に関する条例（平成十一年大分県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。  
別表第一中三十の項を三十一の項とし、二十九の項を三十の項とし、同表の二十八の項の事務の欄の第十五号中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同項を同表の二十九の項とし、同表中十一の項から二十七の項までを一項ずつ繰り下げ、十の項の次に次のように加える。

十一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下この項中「法」という。）に基づく事務	各市町村
一 法第五十四条第一項の規定に基づき、法第五十三条第一項の支給認定の申請（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第一条の二三号に規定する精神通院医療（次号において「精神通院医療」という。）に係るものに限る。）に係る事実について審査すること（同令第二十九条に規定する支給認定に係る基準及び同令第三十五条に規定する負担上限月額（次号において「負担上限月額」という。）に係るものに限る。）	各市町村
二 法第五十六条第二項の規定に基づき、同条第一項の支給認定の変更の申請（精神通院医療に係るものに限る。）に係る事実について審査すること（負担上限月額に係るものに限る。）	各市町村

附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

大分県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞  
大分県条例第四号

大分県職員定数条例の一部を改正する条例

大分県職員定数条例（昭和二十四年大分県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「六六五人」を「七〇八人」に改める。

附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

職員の特務勤務手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞  
大分県条例第五号

職員の特務勤務手当支給条例の一部を改正する条例

職員の特務勤務手当支給条例（昭和二十六年大分県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

五十五 動物死骸処理業務に従事する職員の特務勤務手当

第六条中「消防学校の教育訓練の基準（昭和四十五年消防庁告示第一号）に定める」を「消防学校の教育訓練の基準（平成十五年消防庁告示第三号）第三条第一項に規定する教育訓練における」に、「火災防ぎよ訓練」を「火災防御訓練」に、「各教育訓練」を「訓練業務」に改める。

第五十五条の二の次に次の一条を加える。

第五十五条の三 第二条第五十五号の手当は、土木事務所に勤務する職員が動物の死骸処理業務に従事したときに支給し、その額は、一体につき三百円とする。

附則第三項第四号及び第五号を削る。

附則第四項第五号及び第六号中「及び第四号」を削り、同項第九号及び第十号を削る。

附則に次の四項を加える。

（東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための特務勤務手当の特例）

5 第五十三条第一項に規定する職員が、著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害に係る災害対策基本法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置されたもの（東日本大震災を除く。以下「特定大規模災害」という。）に対処するため第五十三条第一項各号に掲げる作業に引き続き五日を下らない範囲内において知事が定める期間以上従事した場合の同項の手当の額は、同条第二項及び第三項の規定にかかわらず、これらの規定による額に、当該作業の区分に応じ同条第二項各号に定められた額の百分の百に相当する額を超えない範囲内において知事が定める額を加算した額とする。

6 原子力災害対策特別措置法第十五条第二項の規定による原子力緊急事態宣言があつた場合で、職員（警察職員を除く。）が次に掲げる作業に従事したときは、第五十三条の規定にかかわらず、第二条第五十一号に掲げる手当を支給する。  
一 原子力災害対策特別措置法第十七条第九項に規定する緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力事業所のうち知事が定めるもの（次号において「特定原子力事業所」という。）の敷地内において行う作業

二 特定原子力事業所に係る本部長指示に基づき設定された区域等を考慮して知事が定める区域において行う作業（前号に掲げるものを除く。）  
7 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 前項第一号の作業のうち原子炉建屋（知事が定めるものに限る。）内において行うものの 四万円を超えない範囲内において知事が定める額
- 二 前項第一号の作業のうち前号に掲げるもの以外のもの 二万円を超えない範囲内において知事が定める額
- 三 前項第二号の作業 一万円を超えない範囲内において知事が定める額（心身に著しい負担を与えると知事が認める作業に従事した場合にあつては、当該額にその百分の百を超えない範囲内において知事が定める額を加算した額）

8 附則第五項から前項までの規定は、警察職員の特務勤務手当について準用する。この場合において、附則第五項中「第五十三条第一項に規定する職員」とあるのは「警察職員」と、「第五十三条第一項各号」とあるのは「第十一号第一項第十二号」と、「同条第二項及び第三項」とあるのは「同条第二項」と、「これらの規定」とあるのは「同項」と、「当該作業の区分に応じ第二項各号に定められた」とあるのは「その」と、附則第六項中「職員（警察職員を除く。）」とあるのは「警察職員」と、「第五十三条の規定にかかわ

らず、第二条第五十一号」とあるのは「第十一条の規定にかかわらず、第二条第八号」と読み替えるものとする。

**附則**

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第六条の改正規定並びに附則第三項及び第四項の改正規定は、公布の日から施行する。

災害派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

**大分県条例第六号**

**災害派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例**

災害派遣手当の支給に関する条例（平成八年大分県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表の備考2中「第二条に規定するホテル営業又は旅館営業」を「第二条第二項に規定する旅館・ホテル営業」に改める。

**附則**

この条例は、平成三十年六月十五日から施行する。

大分県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

**大分県条例第七号**

**大分県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例**

大分県使用料及び手数料条例（昭和三十一年大分県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第三の衛生関係事務の項中

三 ダイオキシ ン類検査	一件	三〇八、〇〇〇円	ダイオキシ ン類	及び
一 件	三〇八、〇〇〇円	大気汚染、排 出ガス及び焼 却灰	を削り、同 表の介護	

保険法関係事務の項中

指定居宅介護支援 業者指定申請手 数料	一件	一五、〇〇〇円
指定居宅介護支 援業者指定更新 申請手数料	一件	九、〇〇〇円

を削り、

指定介護療養型医 療施設指定申請 手数料	一件	二〇、〇〇〇円
----------------------------	----	---------

を

介護医療院開設可 申請手数料	一件	六三、〇〇〇円
介護医療院変更可 申請手数料	一件	三三、〇〇〇円
介護医療院許可更 新申請手数料	一件	一五、〇〇〇円

に改め、同表の土

壤汚染対策法関係事務の項中

汚染土壌処理業更 新申請手数料	一件	二二二、〇〇〇円
--------------------	----	----------

を

汚染土壌処理業更 新申請手数料	一件	一一二二、〇〇〇円
汚染土壌処理業譲 渡及び譲受承認申 請手数料	一件	七〇、〇〇〇円
汚染土壌処理業合 併又は分割承認申 請手数料	一件	七〇、〇〇〇円
汚染土壌処理業相 続承認申請手数料	一件	七〇、〇〇〇円

に改め、同表の一

般廃棄物処理施設許可等事務の項の次に次のように加える。

二以上の 事業者に よる産業 廃棄物の 処理に係 る特例の 認定事務	認定申請手数料	一件	一四七、〇〇〇円
	変更認定申請手数料	一件	一三四、〇〇〇円

別表第三の自動車リサイクル業関係事務の項中「七五、〇〇〇円」を「六七、〇〇〇円」に改め、同表の危険物規制関係事務の項中「二、八〇〇円」を「二、九〇〇円」に、「一、八〇〇円」を「一、九〇〇円」に、「五、〇〇〇円」を「六、五〇〇円」に、「三、四〇〇円」を「四、五〇〇円」に、「二、七〇〇円」を「三、六〇〇円」に改め、同表の消防設備士関係事務の項中「二、八〇〇円」を「二、九〇〇円」に、「一、八〇〇円」を「二、九〇〇円」に、「五、〇〇〇円」を「五、七〇〇円」に、「三、四〇〇円」を「三、八〇〇円」に改め、同表の火薬類関係事務の項中

運搬証明書交付手数料	一件	二、四〇〇円
運搬証明書交付手数料	一件	二、一〇〇円

圧ガス関係事務の項中「又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器」を「又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」に、「一八〇円」を「一六〇円」に、「二二〇円」を「二一〇円」に、「四円」を「三元」を「九〇円」を「八〇円」に改め、同表の液化石油ガス関係事務の項中「一九、〇〇〇円」を「一七、〇〇〇円」に改め、同表の産業科学関係事務の項中

五 その他	試験書及び分析書の写し	一枚	四〇〇円
	証明書	一枚	四〇〇円
	分析試験加工関係資料等の写し	一枚	四〇〇円

(四) その他の試験鑑定及び立会い	一件	実費
-------------------	----	----

五 電磁波試験 雑音電界強度測定 雑音端子電圧測定 雑音電力測定 放射イミューニティ試験 伝導イミューニティ試験 静電気放電イミューニティ試験 雷サージイミューニティ試験 電氣的ファストトランジェント パーストイミューニティ試験 アンテナパターン測定	一件 一件 一件 一件 一件 一件 一件 一件 一件 一件	二四、五〇〇円 一二、九〇〇円 一二、八〇〇円 三六、六〇〇円 一一、八〇〇円 五、二五〇円 五、二五〇円 一〇、八〇〇円
六 磁性材料試験 磁気試験 磁界解析 残留応力測定（基本） 残留応力測定（追加）	一件 一件 一件 一件 一件	三八、〇〇〇円 六、六五〇円 一、九〇〇円
七 その他 試験書及び分析書の写し 証明書 分析試験加工関係資料等の写し その他の試験鑑定及び立会い	一枚 一枚 一枚 一枚	四〇〇円 四〇〇円 四〇〇円 四〇〇円 実費

診療及び検査事務の項中

一 家畜共済診療点数表とは、農業保険法（昭和二十二年法律第八十五号）に基づき農林水産大臣が定めたものをいう。

二 家畜保健衛生所法（昭和二十五年法律第十二号）に基づく家畜保健衛生所の基本的事業については、徴収しない。

三 家畜保健衛生所法（昭和二十五年法律第十二号）に基づく家畜保健衛生所の基本的事業については、徴収しない。

に改め、同表の家畜



に改め、「農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）に基づく」を削り、同表の砂利採取関係事務の項中「三七、七〇〇円」を「三三、九〇〇円」に、「二七、〇〇〇円」を「二五、〇〇〇円」に改め、同表の建築基準法関係事務の項中「建べい率」を「建蔽率」に改め、同表の建築士法関係事務の項中「二六、九〇〇円」を「二七、七〇〇円」に改め、同表の風俗営業等関係事務の項中

一一、〇〇〇円	同時にこの区分の他の認定を受けようとする場合における当該他の認定に係る手数料は、
一五、〇〇〇円	上記の金額から三、三〇〇円を減じて得た金額とする。

九、九〇〇円	同時にこの区分の他の認定を受けようとする場合における当該他の認定に係る手数料は、
一三、〇〇〇円	上記の金額から三、〇〇〇円を減じて得た金額とする。

は、それぞれ上記の金額から八、〇〇〇円を「手数料は、それぞれ上記の金額から八、七〇〇円」に改め、同表の質屋営業関係事務の項中「二五、〇〇〇円」を「二二、〇〇〇円」に改め、同表の警備業関係事務の項中

警備業法第二十二 条第五項の資格者 証の書換え	一件	二二、〇〇〇円
-------------------------------	----	---------

警備業法第二十二 条第五項の資格者 証の書換え	一件	一、八〇〇円
-------------------------------	----	--------

に、

警備業法第四 十二条第三項 で準用する資 格者証の書換 え	一件	二、〇〇〇円
警備業法第四 十二条第三項 で準用する資 格者証の再交 付	一件	一、八〇〇円

警備業法第四 十二条第三項 において準用 する同法第二 十二条第五項 の規定に基づ く資格者証の 書換え	一件	一、八〇〇円
警備業法第四 十二条第三項 において準用 する同法第二 十二条第六項 の規定に基づ く資格者証の 再交付	一件	一、八〇〇円

に改め、同表の探偵業関係事務の項中「二、五〇〇円」を「二、六〇〇円」に、「二、〇〇〇円」を「二、一〇〇円」に改め、同表の銃砲刀剣類関係事務の項中「二、六〇〇円」を「二、八〇〇円」に、「二、二〇〇円」を「二、九〇〇円」に改め、同表の核燃料物質運搬関係事務の項中「四、六〇〇円」を「五、四〇〇円」に改め、同表の運転免許関係事務の項中「二、六〇〇円」を「二、五五〇円」に、「四、四〇〇円」を「四、一〇〇円」に、「七、〇五〇円」を「六、六〇〇円」に、「二、八五〇円」を「二、九〇〇円」に、「二、二〇〇円」を「二、五五〇円」に、「三、一〇〇円」を「三、三五〇円」に、「二、九五〇円」を「二、六〇〇円」に、「四、五〇〇円」を「四、〇五〇円」に、

五 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験	道路交通法第九十条の二第一項第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	一件	一、七五〇円
--	--------------------------------------	----	--------

五 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験	道路交通法第九十条の二第一項第一号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	一件	一、七〇〇円
--	--------------------------------------	----	--------

に、「四、五五

〇円」を「四、八〇〇円」に、

二、八五〇円	道路交通法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用し受ける場合には、四、四〇〇円とする。
--------	--

を

二、九〇〇円	道路交通法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用し受ける場合には、四、三五〇円とする。
--------	--

に、「四、〇五

〇円」を「三、九〇〇円」に、「六、七〇〇円」を「六、四〇〇円」に、「三、八五〇円」を「三、七五〇円」に、「四、七五〇円」を「四、五五〇円」に、

二、〇〇〇円	道路交通法第百条の二第二項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用し受ける場合にあつては、四、六五〇円とする。
一、九五〇円	道路交通法第百条の二第二項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公

一、九〇〇円	道路交通法第百条の二第二項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用し受ける場合にあつては、四、四〇〇円とする。
一、七五〇円	道路交通法第百条の二第二項に規定する普通自動車の運転について行う試験を公

一、〇五〇円	安委員会が提供する自動車を使用し受ける場合にあつては、二、八五〇円とする。	二、七五〇円	道路交通法第百条の二第二項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用し受ける場合にあつては、三、三〇〇円とする。
一、〇〇〇円	安委員会が提供する自動車を使用し受ける場合にあつては、二、五五〇円とする。	一、六五〇円	道路交通法第百条の二第二項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用し受ける場合にあつては、三、一〇〇円とする。
二、五〇〇円	道路交通法第百一条の二の第二項の規定により免許証の更新の申請をする場合にあつては、二、五五〇円とする。	二、五〇〇円	道路交通法第百一条の二の第二項の規定により免許証の更新の申請をする場合にあつては、二、五五〇円とする。

「二、〇〇〇円」を「二、一〇〇円」に、  
「二、四五〇円」を「二、四〇〇円」に、  
「三、一〇〇〇円」を「三、〇〇〇円」を「二、八五〇円」に、「二、五〇〇円」を「二、三、四〇〇円」に、「審査の免除 二、四五〇円」を「審査の免除 二、五〇〇円」に、「免除 二、〇〇〇円」を「免除 二、三五〇円」に、「免除 一、七五〇円」を「免除 一、八〇〇円」に、「いずれをも免除 二、四五〇円」を「いずれをも免除 二、三五〇円」に、「免除 五五〇円」を「免除 五〇〇円」に、「二九、六五〇

「二、〇〇〇円」を「二、一〇〇円」に、  
「二、四五〇円」を「二、四〇〇円」に、  
「三、一〇〇〇円」を「三、〇〇〇円」を「二、八五〇円」に、「二、五〇〇円」を「二、三、四〇〇円」に、「審査の免除 二、四五〇円」を「審査の免除 二、五〇〇円」に、「免除 二、〇〇〇円」を「免除 二、三五〇円」に、「免除 一、七五〇円」を「免除 一、八〇〇円」に、「いずれをも免除 二、四五〇円」を「いずれをも免除 二、三五〇円」に、「免除 五五〇円」を「免除 五〇〇円」に、「二九、六五〇

円」を「一九、五〇〇円」に、「三、六〇〇円」を「三、五五〇円」に、「事項についての審査の免除 一、九五〇円」を「事項についての審査の免除 二、〇〇〇円」に、「法令についての知識についての審査の免除 一、九五〇円」を「法令についての知識についての審査の免除 二、〇〇〇円」に、「関する知識についての審査の免除 一、九五〇円」を「関する知識についての審査の免除 一、九〇〇円」に、「知識についての審査の免除 二、一〇〇円」を「知識についての審査の免除 二、〇五〇円」に、「免除 八五〇円」を「免除 九〇〇円」に、「免除 三五〇円」を「免除 三〇〇円」に、「一四、五〇〇円」を「一四、七〇〇円」に、「運転技能についての審査の免除 一、三〇〇円」を「運転技能についての審査の免除 一、二五〇円」に、「審査の免除 二、五〇〇円」を「審査の免除 二、六五〇円」に、「免除 一、〇五〇円」を「免除 一、一〇〇円」に、「二一、七〇〇円」を「二一、五〇〇円」に、「免除 三、一〇〇円」を「免除 二、九〇〇円」に、「一四、六〇〇円」を「一四、五五〇円」に、「技能についての審査の免除 一、三五〇円」を「技能についての審査の免除 一、四〇〇円」に、「一、二五〇円」を「一、三〇〇円」に、「免除 一、五五〇円」を「免除 一、六〇〇円」に、「一、四〇〇円」を「一、五〇〇円」に、「いずれをも免除 二、五〇〇円」を「いずれをも免除 二、四〇〇円」に、「免除 二五〇円」を「免除 一五〇円」に、「二一、八〇〇円」を「二一、八五〇円」に、「二、二〇〇円」を「二、二五〇円」に、「免除 一〇〇円」を「免除 一五〇円」に、「九、四〇〇円」を「九、六五〇円」に、「教習の技能についての審査の免除 一、三〇〇円」を「教習の技能についての審査の免除 一、三五〇円」に、「審査の免除 一、一〇〇円」を「審査の免除 一、二五〇円」に、「二二、七五〇円」を「二二、四五〇円」に、「三、一五〇円」を「二、八五〇円」に、

一件	二、四〇〇円	を	一件	二、三五〇円	に、
二、一〇〇円	四、一〇〇円	を	一、九五〇円	四、四五〇円	に、
三、四〇〇円	二、四五〇円	を	三、五〇〇円	四、一五〇円	に、
四、一〇〇円	二、八〇〇円	を	一、三〇〇円	一、四〇〇円	を

平成三十年三月三十日

「一時間 二、四〇〇円」を	「一時間 二、四五〇円」に、
「四、六五〇円」を	「七、五五〇円」を「七、九五〇円」に、
「五、六五〇円」を「五、八〇〇円」に、	
「二、〇〇〇円」	「二、二五〇円」
「二、〇〇〇円」	「二、二五〇円」
「二、〇〇〇円」	「二、二五〇円」
「一時間 一、九〇〇円」を	「一時間 二、〇〇〇円」に、
「一時間 一、五〇〇円」を	「一時間 一、八〇〇円」に、
「一時間 七〇〇円」を	「一件 一、四〇〇円」
「一時間 七〇〇円」	「一件 一、四〇〇円」
「一時間 七〇〇円」	「一件 一、四〇〇円」

「一時間 七〇〇円」を	「一件 一、四〇〇円」	公安委員
「一時間 七〇〇円」	「一件 一、四〇〇円」	会が認め
「一時間 七〇〇円」	「一件 一、四〇〇円」	る高齢者
「一時間 七〇〇円」	「一件 一、四〇〇円」	と認知症
「一時間 七〇〇円」	「一件 一、四〇〇円」	の実態及
「一時間 七〇〇円」	「一件 一、四〇〇円」	び基礎理
「一時間 七〇〇円」	「一件 一、四〇〇円」	論並びに
「一時間 七〇〇円」	「一件 一、四〇〇円」	高齢運転
「一時間 七〇〇円」	「一件 一、四〇〇円」	者対策の
「一時間 七〇〇円」	「一件 一、四〇〇円」	概要に関
「一時間 七〇〇円」	「一件 一、四〇〇円」	に改

大分県報号外(条例)

する講習を受講した場合にあつては、八〇〇円とする。
---------------------------

め、同表の自動車運転代行業関係事務の項中「二三、〇〇〇円」を「二二、〇〇〇円」に、「一、九〇〇円」を「一、七〇〇円」に改め、同表の放置駐車対策関係事務の項中「二、〇〇〇円」を「一、八〇〇円」に改める。

**附則**

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、別表第三の危険物規制関係事務の項及び消防設備士関係事務の項の改正規定は、同年五月一日から施行する。

大分県有施設整備基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

**大分県条例第八号**

**大分県有施設整備基金条例の一部を改正する条例**

大分県有施設整備基金条例（昭和六十三年大分県条例第一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

**大分県有施設整備等基金条例**

第一条中「改修する」の下に「とともに、県有施設の総合的かつ計画的な管理に関する計画を推進する」を加え、「大分県有施設整備基金」を「大分県有施設整備等基金」に改める。

**附則**

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

大分県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

**大分県条例第九号**

**大分県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例**

大分県産業廃棄物税条例（平成十六年大分県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第七条中「昭和二十五年政令第二百四十五号」の下に「。以下「令」という。」を加える。

第十九条を第二十一条とし、第十八条を第二十条とし、第十七条の次に次の二条を加える。

（現行犯事件の臨検、捜索又は差押え）

**第十八条** 産業廃棄物税は、令第六条の二十二の四第六号の条例で指定する法定外目的税とし、検税吏員（大分県税条例第二条第一号の徴税吏員であつて、県税に関する犯則事件の調査を行わせるため知事が別に定めるところによりその職務を指定したものをいう。）は、産業廃棄物税に関する犯則事件について、現に犯則を行い、又は現に犯則を行い終わった者がある場合において、その証拠となると認められるものを集取するため必要であつて、かつ、急速を要し、法第二十二條の四第一項又は第三項の許可状の交付を受けることができないときは、その犯則の現場において同条第一項の臨検、捜索又は差押えをすることができ。

（臨検、捜索又は差押え等の夜間執行）

**第十九条** 産業廃棄物税は、令第六条の二十二の九第四号の条例で指定する法定外目的税とし、産業廃棄物税について夜間でも公衆が出入りすることができる場所での公開した時間内に臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えをする場合は、法第二十二條の二十本文に定める夜間執行の制限を受けないものとする。

**附則**

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

大分県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

**大分県条例第十号**

**大分県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例**

大分県住民基本台帳法施行条例（平成十四年大分県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二中五の項を六の項とし、四の項を五の項とし、三の項を四の項とし、二の項の次



に次のように加える。

三 公安委員会	道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）による放置違反金等に関する事務のうち、同法第五十一条の四第四項の使用上の生計の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
---------	---

**附則**

この条例は、公布の日から施行する。

大分県地方独立行政法人評価委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

**大分県条例第十一号**

**大分県地方独立行政法人評価委員会条例の一部を改正する条例**

大分県地方独立行政法人評価委員会条例（平成十七年大分県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十一条第三項」を「第十一条第四項」に改める。

**附則**

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

大分県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

**大分県条例第十二号**

**大分県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例**

大分県看護師等修学資金貸与条例（昭和三十七年大分県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号口中「又は介護老人保健施設」を「介護老人保健施設」に改め、

「介護老人保健施設をいう。以下同じ。」の下に「又は介護医療院（介護保険法第八条第二十九項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。）」を加え、同項第三号口中「又は」を「、」に改め、「介護老人保健施設」の下に「又は介護医療院」を加え、同条第二項中「又は県内の」を「、」に改め、「介護老人保健施設」の下に「又は介護医療院」を加える。

**附則**

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

**大分県条例第十三号**

大分県知事 広 瀬 勝 貞

**介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例**

**目次**

第一章

総則（第一条―第三条）

第二章 人員に関する基準（第四条）

第三章 施設及び設備に関する基準（第五条・第六条）

第四章 運営に関する基準（第七条―第四十二条）

第五章 ユニット型介護医療院の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準

第一節 この章の趣旨及び基本方針（第四十三条・第四十四条）

第二節 施設及び設備に関する基準（第四十五条）

第三節 運営に関する基準（第四十六条―第五十四条）

第六章 雑則（第五十五条）

**附則**

**第一章 総則**

**（趣旨）**

**第一条** この条例は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第百十一条第一項から第三項までの規定に基づき、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。

**第二条** この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

**（基本方針）**

**第三条** 介護医療院は、長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 介護医療院は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立つて介護医療院

サービスの提供に努めなければならない。

- 3 介護医療院は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 介護医療院は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行わなければならない。

第二章 人員に関する基準

第四条 介護医療院に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 薬剤師 常勤換算方法で、介護医療院の入所者のうちⅠ型療養床（療養室）のうち、入所者一人当たりの寝台又はこれに代わる設備の部分を用いる。以下この号において同じ。）のうち、主として長期にわたり療養が必要である者であつて、重篤な身体疾患を有する者、身体合併症を有する認知症高齢者等を入所させるためのものを用いる。以下この号において同じ。）の利用者（第三号において「Ⅰ型入所者」という。）の数を百五十で除した数に、介護医療院の入所者のうちⅡ型療養床（療養室）のうち、Ⅰ型療養床以外のものをいう。）の利用者（第三号において「Ⅱ型入所者」という。）の数を三百で除した数を加えて得た数以上
  - 二 看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。） 常勤換算方法で、介護医療院の入所者の数を六で除した数以上
  - 三 介護職員 常勤換算方法で、Ⅰ型入所者の数を五で除した数に、Ⅱ型入所者の数を六で除した数を加えて得た数以上
  - 四 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 介護医療院の実情に応じた適當数
  - 五 栄養士 入所定員百以上の介護医療院にあつては、一以上
  - 六 介護支援専門員 一以上（入所者の数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。）
  - 七 診療放射線技師 介護医療院の実情に応じた適當数
  - 八 調理員、事務員その他の従業者 介護医療院の実情に応じた適當数
- 2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に許可を受ける場合は、推定数による。
- 3 第一項の常勤換算方法は、当該介護医療院の従業者のそれぞれの勤務延時間数の総数を

当該介護医療院において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

- 4 介護医療院の従業者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する者でなければならない。ただし、規則で定める介護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。
- 5 介護医療院の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、当該介護医療院の他の職務に従事することができるものとし、介護支援専門員が医療機関併設型介護医療院（病院又は診療所に併設され、入所者の療養生活の支援を目的とする介護医療院をいう。以下この条において同じ。）の職務に従事する場合であつて、当該医療機関併設型介護医療院の入所者の処遇に支障がない場合には、当該医療機関併設型介護医療院に併設される病院又は診療所の職務に従事することができる。

6 第一項第一号、第三号、第四号及び第六号の規定にかかわらず、併設型小規模介護医療院（医療機関併設型介護医療院のうち、入所定員が十九人以下のものを用いる。以下この項において同じ。）の薬剤師、介護職員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員の員数の基準は、次のとおりとする。

- 一 薬剤師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士 併設される医療機関が病院の場合にあつては当該病院の医師、薬剤師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士により、併設される医療機関が診療所の場合にあつては当該診療所の医師により当該併設型小規模介護医療院の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。
- 二 介護職員 常勤換算方法で、当該併設型小規模介護医療院の入所者の数を六で除した数以上
- 三 介護支援専門員 当該併設型小規模介護医療院の実情に応じた適當数

第三章 施設及び設備に関する基準

第五条 介護医療院は、次に掲げる施設を有しなければならない。

- 一 談話室
- 二 食堂
- 三 浴室
- 四 レクリエーション・ルーム
- 五 洗面所

六 便所

七 サービス・ステーション

八 調理室

九 洗濯室又は洗濯場

十 汚物処理室

2 前項各号に掲げる施設の基準は、規則で定める。

3 第一項各号に掲げる施設は、専ら当該介護医療院の用に供するものでなければならぬ。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

(構造設備)

**第六条** 介護医療院の建物（入所者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならぬ。ただし、規則で定める要件を満たす二階建て又は平屋建ての介護医療院の建物の場合は、準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建ての介護医療院の建物であつて、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 前二項に規定するもののほか、介護医療院の構造設備の基準は、規則で定める。

#### 第四章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

**第七条** 介護医療院は、介護医療院サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、第二十八条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項につき、文書の交付その他の規則で定める方法により明示して説明を行い、当該提供の開始について入所申込者の同意を得なければならぬ。

(提供拒否の禁止)

**第八条** 介護医療院は、正当な理由がなく介護医療院サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

**第九条** 介護医療院は、入所申込者の病状等を勘案し、入所申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

**第十条** 介護医療院は、介護医療院サービスの提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によつて、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認しなければならない。

2 介護医療院は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、介護医療院サービスを提供するように努めなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助)

**第十一条** 介護医療院は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、当該申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 介護医療院は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の三十日前までに行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(入退所)

**第十二条** 介護医療院は、その心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等が必要であると認められる者を対象に、介護医療院サービスを提供するものとする。

2 介護医療院は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、長期にわたる療養及び医学的管理の下における介護の必要性を勘案し、介護医療院サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。

3 介護医療院は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居室介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居室サービス等の利用状況その他必要な事項の把握に努めなければならない。

4 介護医療院は、入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、その者が居室において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録しなければならない。

5 前項の検討に当たっては、医師、薬剤師、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他従業者の間で協議しなければならない。

6 介護医療院は、入所者の退所に際しては、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居室サービス計画の作成等の援助に資するため、居室介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、退所後の主治の医師に対する情報の提供その他保健医療サ-



ビス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。  
（サービスの提供の記録）

**第十三条** 介護医療院は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、入所者の被保険者証に記載しなければならない。

2 介護医療院は、介護医療院サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容その他の必要な事項を記録しなければならない。  
（利用料等の受領）

**第十四条** 介護医療院は、法定代理受領サービス（法第四十八条第四項の規定により施設介護サービス費が入所者に代わり当該介護医療院に支払われる場合の当該施設介護サービス費に係る介護医療院サービスをいう。以下同じ。）に該当する介護医療院サービスを提供した際には、入所者から利用料（施設介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）の一部として、当該介護医療院サービスについて同条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該介護医療院サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に介護医療院サービスに要した費用の額とする。以下「施設サービス費用基準額」という。）から当該介護医療院に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 介護医療院は、法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスを提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 介護医療院は、前二項の支払を受ける額のほか、規則で定める費用の額を支払を受けることができる。

4 介護医療院は、前項の規定により規則で定める費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。この場合において、規則で定める費用については、文書により同意を得るものとする。  
（保険給付の請求のための証明書の交付）

**第十五条** 介護医療院は、法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスに係る費用の支払を受けた場合は、提供した介護医療院サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付しなければならない。  
（介護医療院サービスの取扱方針）

**第十六条** 介護医療院は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化

の防止に資するよう、その者の心身の状況等を踏まえて、その者の療養を妥当適切に行わなければならない。

2 介護医療院サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

3 介護医療院の従業者は、介護医療院サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。

4 介護医療院は、介護医療院サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

5 介護医療院は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

6 介護医療院は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

7 介護医療院は、自らその提供する介護医療院サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。  
（施設サービス計画の作成等）

**第十七条** 介護医療院の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下この条において「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該施設サービス計画に地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用に関する事項を含めるよう努めなければならない。

3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

4 計画担当介護支援専門員は、前項の規定による解決すべき課題の把握（以下この条において「アセスメント」という。）に当たっては、入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

5 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望、入所者についてのアセスメントの結果及び

医師の治療の方針に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、介護医療院サービスの目標及びその達成時期、介護医療院サービスの内容、介護医療院サービスを提供する上で留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならぬ。

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する介護医療院サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下この条において同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得なければならない。

8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。

9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。

10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（以下この項において「モニタリング」という。）に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

一 定期的に入所者に面接すること。

二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

一 入所者が要介護更新認定を受けた場合

二 入所者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

12 第二項から第八項までの規定は、第九項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。

13 計画担当介護支援専門員は、前各項に定める施設サービス計画の作成に関する業務のほか、規則で定める業務を行うものとする。

（診療の方針）

**第十八条** 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 診療は、一般に医師として必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行う。

二 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入所者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をも上げることができるよう適切な指導を行う。

三 常に入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行う。

四 検査、投薬、注射、処置等は、入所者の病状に照らして妥当適切に行う。

五 特殊な療法、新しい療法等については、規則で定めるもののほか行ってはならない。

六 規則で定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方してはならない。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四十五号）第二条第十七項に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合には、この限りでない。

（必要な医療の提供が困難な場合等の措置等）

**第十九条** 介護医療院の医師は、入所者の病状からみて当該介護医療院において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、協力病院その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。

2 介護医療院の医師は、不必要に入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させてはならない。

3 介護医療院の医師は、入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させる場合には、当該病院又は診療所の医師又は歯科医師に対し、当該入所者の診療状況に関する情報の提供を行わなければならない。

4 介護医療院の医師は、入所者が往診を受けた医師若しくは歯科医師又は入所者が通院した病院若しくは診療所の医師若しくは歯科医師から当該入所者の療養上必要な情報の提供を受けるものとし、その情報により適切な診療を行わなければならない。

（機能訓練）

**第二十条** 介護医療院は、入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他適切なりハビリテーションを計画的に行わなければならない。

（看護及び医学的管理の下における介護）



**第二十一条** 看護及び医学的管理の下における介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 介護医療院は、一週間に二回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきしななければならない。

3 介護医療院は、入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 介護医療院は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。

5 介護医療院は、褥瘡<sup>じょそう</sup>が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

6 介護医療院は、前各項に定めるほか、入所者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

7 介護医療院は、その入所者に対し、入所者の負担により、当該介護医療院の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

（食事の提供）

**第二十二条** 入所者の食事は、栄養並びに入所者の身体の状況、病状及び嗜好<sup>しこう</sup>を考慮したものとするとともに、適切な時間に行われなければならない。

2 入所者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならない。

3 食事の提供に当たっては、地域で生産された食材を活用するとともに、季節を感じられる食事を提供しよう努めるものとする。

（相談及び援助）

**第二十三条** 介護医療院は、常に入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（その他のサービスの提供）

**第二十四条** 介護医療院は、適宜入所者のためのレクリエーション<sup>レクリエーション</sup>行事を行うよう努めるものとする。

2 介護医療院は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保しよう努めなければならない。

（入所者に関する市町村への通知）

**第二十五条** 介護医療院は、介護医療院サービスを受けている入所者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

一 正当な理由なしに介護医療院サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたとき。

二 偽りその他不正の行為によつて保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

（管理者による管理）

**第二十六条** 介護医療院の管理者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護医療院の管理上支障のない場合は、規則で定める事業所等の職務に従事することができるものとする。

（管理者の責務）

**第二十七条** 介護医療院の管理者は、当該介護医療院の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 介護医療院の管理者は、従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

3 介護医療院の管理者は、介護医療院に医師を宿直させなければならない。ただし、当該介護医療院の入所者に対するサービスの提供に支障がない場合にあつては、この限りでない。

（運営規程）

**第二十八条** 介護医療院は、規則で定める施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

（勤務体制の確保等）

**第二十九条** 介護医療院は、入所者に対し、適切な介護医療院サービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 介護医療院は、当該介護医療院の従業者によつて介護医療院サービスを提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 介護医療院は、従業者に対し、その資質の向上のために、虐待防止、権利擁護、認知症ケア及び機能回復に関する研修その他必要な研修の受講の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

**第三十条** 介護医療院は、入所定員及び療養室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

**第三十一条** 介護医療院は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、災害の態様ごとに非常災害に関する具体的計画を策定し、並びに非常災害時の関係機関への通報体制及び連携体制を整備し、それらを従業者に周知しなければならない。

2 前項の規定により策定し、又は整備した具体的計画並びに通報体制及び連携体制は、施設内に掲示し、必要に応じて内容の検証及び見直しを行わなければならない。

3 介護医療院は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。この場合において、これらの訓練は、夜間（夜間を想定した場合を含む。）においても行わなければならない。

4 介護医療院は、地域の自主防災組織及び近隣住民と連携し、災害時における入所者等の安全確保のための協力的体制の確立に努めなければならない。

5 介護医療院は、災害時に他の施設等から人員派遣、施設利用その他の必要な協力が得られるよう広域的相互応援体制の整備及び充実に努めなければならない。

(衛生管理等)

**第三十二条** 介護医療院は、入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 介護医療院は、当該介護医療院において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

3 介護医療院の管理者は、規則で定める業務を委託する場合は、規則で定めるところにより行わなければならない。

(協力病院等)

**第三十三条** 介護医療院は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。

2 介護医療院は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(掲示)

**第三十四条** 介護医療院は、当該介護医療院の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

**第三十五条** 介護医療院の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はそ

の家族の秘密を漏らしてはならない。

2 介護医療院は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 介護医療院は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得ておかなければならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

**第三十六条** 介護医療院は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該介護医療院を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 介護医療院は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該介護医療院からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情処理)

**第三十七条** 介護医療院は、提供した介護医療院サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 介護医療院は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 介護医療院は、提供した介護医療院サービスに関し、法第二十三条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 介護医療院は、市町村からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

5 介護医療院は、提供した介護医療院サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（以下この条において「連合会」という。）が行う法第七十六条第一項第三号の規定による調査に協力するとともに、連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 介護医療院は、連合会からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を連合会に報告しなければならない。

(地域との連携等)

**第三十八条** 介護医療院は、その運営に当たっては、地域住民等との連携及び協力を行う等

地域との交流に努めなければならない。

2 介護医療院は、その運営に当たっては、提供した介護医療院サービスに関する入所者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。  
（事故発生の防止及び発生時の対応）

**第三十九条** 介護医療院は、事故の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

2 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 介護医療院は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。  
（会計の区分）

**第四十条** 介護医療院は、介護医療院サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。  
（記録の整備）

**第四十一条** 介護医療院は、従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日（当該介護医療院サービスを提供した日をいう。）から五年間保存しなければならない。  
（暴力団関係者の排除）

**第四十二条** 介護医療院は、その運営について、暴力団関係者（大分県暴力団排除条例（平成二十二年大分県条例第三十三号）第七条第一号に規定する暴力団関係者をいう。）の支配を受けてはならない。

**第五章** ユニット型介護医療院の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準  
**第一節** この章の趣旨及び基本方針

**第四十三条** 第三章及び前章の規定にかかわらず、ユニット型介護医療院（施設の全部において少数の療養室及び当該療養室に近接して設けられる共同生活室（当該療養室

の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる介護医療院をいう。以下同じ。）の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。  
（基本方針）

**第四十四条** ユニット型介護医療院は、長期にわたり療養が必要である入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、入居前の居室における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、各ユニットにおいてその入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型介護医療院は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

3 ユニット型介護医療院は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行わなければならない。

**第二節** 施設及び設備に関する基準

**第四十五条** ユニット型介護医療院は、次に掲げる施設を有しなければならない。

- 一 共同生活室
  - 二 洗面設備
  - 三 便所
  - 四 浴室
  - 五 サービス・ステーション
  - 六 調理室
  - 七 洗濯室又は洗濯場
  - 八 汚物処理室
- 2 前項各号に掲げる施設の基準は、規則で定める。
- 3 ユニット型介護医療院の建物（入居者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この条において同じ。）は、耐火建築物でなければならない。ただし、規則で定める要件を満たす二階建て又は平屋建てのユニット型介護医療院の建物の場合は、準耐火建築物とすることができる。
- 4 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者



の意見を聴いて、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型介護医療院の建物であつて、火災に係る入居者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

5 前二項に規定するもののほか、ユニット型介護医療院の構造設備の基準は、規則で定める。

### 第三節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

**第四十六条** ユニット型介護医療院は、法定代理受領サービスに該当する介護医療院サービスを提供した際には、入居者から利用料の一部として、施設サービス費用基準額から当該ユニット型介護医療院に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 ユニット型介護医療院は、法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスを提供した際に入居者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 ユニット型介護医療院は、前二項の支払を受ける額のほか、規則で定める費用の額の支払を受けることができる。

4 ユニット型介護医療院は、前項の規定により規則で定める費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入居者の同意を得なければならない。この場合において、規則で定める費用については、文書により同意を得るものとする。

(介護医療院サービスの取扱方針)

**第四十七条** 介護医療院サービスは、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

2 介護医療院サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

3 介護医療院サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

4 介護医療院サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。

5 ユニット型介護医療院の従業者は、介護医療院サービスの提供に当たっては、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

6 ユニット型介護医療院は、介護医療院サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

7 ユニット型介護医療院は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

8 ユニット型介護医療院は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

9 ユニット型介護医療院は、自らその提供する介護医療院サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

**第四十八条** 看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 ユニット型介護医療院は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況、病状、その置かれている環境等に応じ、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

3 ユニット型介護医療院は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会に代えることができる。

4 ユニット型介護医療院は、入居者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

5 ユニット型介護医療院は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

6 ユニット型介護医療院は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

7 ユニット型介護医療院は、前各項に定めるほか、入居者が行う離床、着替え、整容その他日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

8 ユニット型介護医療院は、その入居者に対し、入居者の負担により、当該ユニット型介

介護医療院の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

（食事）

**第四十九条** ユニット型介護医療院は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

2 ユニット型介護医療院は、入居者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に応じ、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

3 ユニット型介護医療院は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じ、できる限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保しなければならない。

4 ユニット型介護医療院は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

5 ユニット型介護医療院は、食事の提供に当たっては、地域で生産された食材を活用するとともに、季節を感じられる食事を提供するよう努めるものとする。

（その他のサービスの提供）

**第五十条** ユニット型介護医療院は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型介護医療院は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

（運営規程）

**第五十一条** ユニット型介護医療院は、規則で定める施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

（勤務体制の確保等）

**第五十二条** ユニット型介護医療院は、入居者に対し、適切な介護医療院サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めなければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次に定める職員配置を行わなければならない。

一 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

二 夜間及び深夜については、二ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

3 ユニット型介護医療院は、当該ユニット型介護医療院の従業者によって介護医療院サービスを提供しなければならない。ただし、入居者に対する介護医療院サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4 ユニット型介護医療院は、従業者に対し、その資質の向上のために、虐待防止、権利擁護、認知症ケア及び機能回復に関する研修その他必要な研修の受講の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

**第五十三条** ユニット型介護医療院は、ユニットごとの入居定員及び療養室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（準用）

**第五十四条** 第七条から第十三条まで、第十五条、第十七条から第二十条まで、第二十三条、第二十五条から第二十七条まで及び第三十一条から第四十二条までの規定は、ユニット型介護医療院について準用する。この場合において、第七条第一項中「第二十八条に規定する運営規程」とあるのは「第五十一条に規定する重要事項に関する規程」と、第二十七条第二項中「この章」とあるのは「第五章第三節」と読み替えるものとする。

**第六章 雑則**

（委任）

**第五十五条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

**附則**

（施行期日）

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床等を含む病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の利用に供することをいう。以下同じ。）を行って介護医療院を開設する場合における当該介護



医療院の建物については、第六条第一項及び第四十五条第三項の規定は、適用しない。

3 平成十八年七月一日から平成三十年三月三十一日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って介護老人保健施設（以下「介護療養型老人保健施設」という。）を開設した場合であつて、平成三十六年三月三十一日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の建物については、第六条第一項及び第四十五条第三項の規定は、適用しない。

介護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞  
大分県条例第十四号  
**介護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例**

（介護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

**第一条** 介護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大分県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条第六項中「介護老人保健施設」の下に「若しくは介護医療院」を加え、同条第十二項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者  
第十七条に次の一項を加える。

6 介護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならぬ。

（特別介護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

**第二条** 特別介護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大分県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第七条中「場合の」及び「（第四十二条第二項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）」を削る。

第十三条中「介護老人保健施設」の下に「若しくは介護医療院」を加える。

第十六条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

平成三十年三月三十日

なければならぬ。

第二十三条の次に次の一条を加える。  
（緊急時等の対応）

**第二十三条の二** 特別介護老人ホームは、現に処遇を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第十二条第一項第二号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならぬ。  
第三十八条中第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

8 ユニット型特別介護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならぬ。

第四十七条第五項中「介護老人保健施設」の下に「若しくは介護医療院」を加え、同条第九項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者  
（軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

**第三条** 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大分県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第十二項中「介護老人保健施設」の下に「若しくは介護医療院」を加え、同項第一号中「介護老人保健施設」の下に「又は介護医療院」を加える。

第十八条に次の一項を加える。

5 軽費老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならぬ。

（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

**第四条** 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大分県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「場合の」及び「（第五十三条第二項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）」を削る。

第九条中「介護老人保健施設」の下に「若しくは介護医療院」を加える。

第十六条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならぬ。  
第二十五条の次に次の一条を加える。  
（緊急時等の対応）  
**第二十五条の二** 指定介護老人福祉施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行つ

大分県報号外（条例）

一九

ているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、  
第五条第一項第一号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定  
めておかなければならない。

第四十八条中第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

8 ユニット型指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定め  
る措置を講じなければならない。

（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改  
正）

**第五条** 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平  
成二十四年大分県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「場合の」を削り、同条第六項中「以外の介護老人保健施設」の下に  
「若しくは介護医療院」を加え、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加  
える。

二 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

第四条第七項中「病院又は」を「介護医療院又は病院若しくは」に改める。

第十六条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じな  
ければならない。

第四十五条第五項中「介護老人保健施設」を「ユニット型介護老人保健施設」に改め  
る。

第四十七条中第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

8 ユニット型介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措  
置を講じなければならない。

附則第二項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改める。

**第六条** 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正  
（指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）  
十四年大分県条例第五十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第七項ただし書を次のように改める。

ただし、規則で定める介護職員を除き、入院患者の処遇に支障がない場合は、この限  
りでない。

第十七条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を

講じなければならない。

第四十八条中第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

8 ユニット型指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定  
める措置を講じなければならない。

附則第六項及び第七項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」  
に改める。

**附 則**

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を  
定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第十五号

**指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する  
基準等を定める条例等の一部を改正する条例**

（指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等  
を定める条例の一部改正）

**第一条** 指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基  
準等を定める条例（平成二十四年大分県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五節 基準該当居宅サービスに関する基準（第四十四条―第四十八条）」を

「第五節 共生型居宅サービスに関する基準（第四十三条の二・第四十三条の三）」を

第六節 基準該当居宅サービスに関する基準（第四十四条―第四十八条）」に、

「第五節 削除」を

「第五節 共生型居宅サービスに関する基準（第百五十五条―第百三十二条）」に、

「第六節 基準該当居宅サービスに関する基準（第百八十三条―第百八十九条）」を

「第六節 共生型居宅サービスに関する基準（第百八十二条の二・第百八十二条の三）」

第七節 基準該当居宅サービスに関する基準（第百八十三条―第百八十九条）」

に改める。

第一条中「第七十条第二項第一号」の下に、「第七十二条の二第一項第一号及び第二  
号」を加える。

第二条第二項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 共生型居宅サービス 法第七十二条の二第一項の申請に係る法第四十一条第一項本文の指定を受けた者による指定居宅サービスをいう。

第十一条中「居宅介護支援事業者」の下に「（法第八条第二十四項に規定する居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）」を加える。

第十四条中「指定居宅介護支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年大分県条例第四十七号。以下「指定居宅介護支援基準条例」を「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号。以下「指定居宅介護支援等基準」に、「第二十六条第三項」を「第十三条第九号」に改める。

第十五条第一項中「提供する者」の下に「（以下「居宅介護支援事業者等」という。）」を加える。

第三十六条の次に次の一条を加える。  
（不当な働きかけの禁止）

**第三十六条の二** 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等基準第二条第一項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。第六十六条第二項において同じ。）の介護支援専門員又は居宅要介護被保険者に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

第二章中第五節を第六節とし、第四節の次に次の一節を加える。  
**第五節** 共生型居宅サービスに関する基準  
（共生型訪問介護の基準）

**第四十三条の二** 訪問介護に係る共生型居宅サービス（以下この条及び次条において「共生型訪問介護」という。）の事業を行う指定居宅介護事業者（指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年大分県条例第六十二号。以下「指定障害福祉サービス基準条例」という。）第六条第一項に規定する指定居宅介護事業者をいう。）及び重度訪問介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下この条及び第八十二条の二において「障害者総合支援法」という。）第五条第三項に規定する重度訪問介護をいう。第一号において同じ。）に係る指定障害福祉サービス（障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスをいう。第一号において同じ。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

平成三十年三月三十日

大分県報号外（条例）

二一

一 指定居宅介護事業所（指定障害福祉サービス基準条例第六条第一項に規定する指定居宅介護事業所をいう。）又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下この号において「指定居宅介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定居宅介護事業所等が提供する指定居宅介護（指定障害福祉サービス基準条例第五条第一項に規定する指定居宅介護をいう。）又は重度訪問介護（以下この号において「指定居宅介護等」という。）の利用者の数を指定居宅介護等の利用者及び共生型訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。

二 共生型訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。  
（準用）

**第四十三条の三** 第五条、第六条（第一項を除く。）及び第七条並びに前節の規定は、共生型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第六条第二項中「利用者」とあるのは「利用者（共生型訪問介護の利用者及び指定居宅介護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの利用者をいい、」と、「指定訪問介護又は」とあるのは「共生型訪問介護及び指定居宅介護若しくは重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス又は」と読み替えるものとする。

第六十条中「第三十二条から」の下に「第三十六条まで、第三十七条から」を加える。

第六十四条中「第三十七条まで」を「第三十六条まで、第三十七条」に改める。

第六十六条第五項中「第七十一条第十項」を「第七十一条第十四項」に改める。

第七十条第一項中「居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者」を「居宅介護支援事業者等」に改める。

第八十条中「第三十二条から」の下に「第三十六条まで、第三十七条から」を加える。

第八十二条第一項中「指定訪問リハビリテーションの提供に当たたる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」という。）を置かなければならない」を「置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする」に改め、同項に次の各号を加える。

一 医師 指定訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な一以上の数  
二 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 一以上

第八十二条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第一号の医師は、常勤でなければならない。



第八十三条中「又は介護老人保健施設」を「介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

第九十一条中「看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）」を削る。

第九十二条第一項第一号口中「看護職員」を削り、同項第三号を削る。

第九十三条第一項中「薬局又は指定訪問看護ステーション等」を「又は薬局」に改める。

第九十六条第三項を削る。

第一百十四条中「第三十四条から」の下に「第三十六条まで、第三十七条から」を加える。

第七章第五節を次のように改める。

**第五節 共生型居宅サービスに関する基準**

（共生型通所介護の基準）

**第一百十五条** 通所介護に係る共生型居宅サービス（以下この条及び次条において「共生型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス基準条例第七十九条第一項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス基準条例第一百四十二条第一項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス基準条例第一百五十二条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（指定通所支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年大分県条例第六十八号。以下この条において「指定通所支援基準条例」という。）、第六条第一項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準条例第五条に規定する指定児童発達支援をいう。第一号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準条例第七十三条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準条例第七十二条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。第一号において同じ。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス基準条例第七十九条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス基準条例第一百四十二条第一項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス基準条例第一百五十二条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第六条第一項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）、又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準条例第七十三条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下この号において「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス基準条例第七十八条に規定する指定生活介護をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス基準条例第一百四十一条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス基準条例第一百五十一条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下この号において「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

二 共生型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

**第一百十六条** 第九条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十七条、第二十八条、第三十四条から第三十六条まで、第三十七条から第三十九条まで、第四十一条、第四十三条、第五十七条、第一百条、第一百二条及び第一百三十三条第四項並びに前節（第一百四十二条を除く。）の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第一百八条に規定する運営規程をいう。第三十四条において同じ。）」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型通所介護従業者」という。）」と、第二十八条及び第三十四条中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第一百三十三条第四項中「前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第一項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第一百七条第五項及

ひ第九十九条第三項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

### 第一百七十七条から第三十二条まで 削除

第三十六条中「第三十七条まで」を「第三十六条まで、第三十七条」に改める。

第三十九条第一項中「介護老人保健施設」の下に「又は介護医療院」を加える。

第四十三条第一項中「作業療法士」の下に「若しくは言語聴覚士」を加える。

第四十九条第四項中「介護老人保健施設」の下に「介護医療院」を加える。

第五十四条第二項中「居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者」を「居宅介護支援事業者等」に改める。

第六十六条第二項中「（指定居宅介護支援基準条例第五条第一項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）」を削る。

第六十九条中「第三十四条から」の下に「第三十六条まで、第三十七条から」を加える。

第八十九条中「第三十七条まで」を「第三十六条まで、第三十七条」に改める。

第九章第六節を第七節とし、第五節の次に次の一節を加える。

### 第六節 共生型居宅サービスに関する基準

（共生型短期入所生活介護の基準）

**第八十二条の二** 短期入所生活介護に係る共生型居宅サービス（以下この条及び次条において「共生型短期入所生活介護」という。）の事業を行う指定短期入所事業者（指定障害福祉サービス基準条例第二百二条第一項に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設（障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この条において同じ。）が指定短期入所（指定障害福祉サービス基準条例第九十八条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。）の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の一部又は一部が利用者を利用して提供されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所（以下この条において「指定短期入所事業所」という。）において指定短期入所を提供する事業者に限る。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- 一 指定短期入所事業所の居室の面積を、指定短期入所の利用者の数と共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が九・九平方メートル以上であること。
- 二 指定短期入所事業所の従業者の員数が、当該指定短期入所事業所が提供する指定短

期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。

三 共生型短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

**第八十二条の三** 第十条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第二十条、第二十一条、第二十七条、第三十四条から第三十六条まで、第三十七条から第四十一条まで、第四十三条、第五十七条、第九十九条、第一百一十一条、第一百二十二条、第四十八条及び第五十条並びに第四節（第六十九条を除く。）の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十四条中「運営規程」とあるのは「運営規程（第六十五条に規定する運営規程をいう。第五十三条において同じ。）」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。）」と、第九十九条第三項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第一百一十一条第三項中「ならぬ」とあるのは「ならぬ。この場合において、これらの訓練は、夜間（夜間を想定した場合を含む。）においても行わなければならない」と、第五十三条中「第六十五条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第五十六条第三項、第五十七条第一項及び第六十四条中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

第九十一条第一項に次の一号を加える。

五 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

第九十二条第一項第四号中「食堂及び」を削り、同項に次の一号を加える。

五 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成三十年大分県条例第十三号）第四十三条に規定するユニット型介護医療院をいう。第二百八条において同じ。）に



関するものを除く。）を有することとする。

第九十三条中「介護老人保健施設」の下に「若しくは介護医療院」を加え、「介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）」を「令」に改める。

第二百八条第一項に次の一号を加える。

五 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。

第十九条第八項中「のうち一人以上及び介護職員のうち」を「及び介護職員のうちそれぞれ」に改める。

第二十七條中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

六 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第三十八條中「第三十四條から」の下に「第三十六條まで、第三十七條から」を加える。

第三十九條中「をいう。」の下に「以下同じ。」を加える。

第四十九條中「第三十四條から」の下に「第三十六條まで、第三十七條から」を加える。

第五十七條第四項中「利用者」の下に「及び当該利用者に係る介護支援専門員」を加える。

第六十四條中「第三十五條」の下に「第三十六條、第三十七條」を加える。

第六十六條中「から第三十七條まで」を「第三十六條、第三十七條」に改める。

第七十七條中「第三十五條」の下に「第三十六條、第三十七條」を、「利用者」との下に「第三十三條第一項中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」とを加える。

附則に次の三項を加える。

15 第二十九條の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項及び附則第十七項において同じ。）を行つて指定特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定特定施設入居者

生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定特定施設をいう。以下同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

二 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数

16 第二四十一條の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行つて外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設的生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数とする。

17 第二二十一條及び第二四十三條の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行つて指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

（指定介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第二条 指定介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年大分県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第七節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第六十七條―第七十三條）」

「第七節 共生型介護予防サービスに関する基準（第六十六條の二・第六十六條の三）」

第八節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第六十七條―第七十三條）」

第一条中「第一百五十五条の二第二項第一号」の下に、「第一百五十五条の二の二第一項第一号及び第二号」を加える。

第二条第二項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 共生型介護予防サービス 法第一百五十五条の二の二第一項の申請に係る法第五十三条第一項本文の指定を受けた者による指定介護予防サービスをいう。

第八十一条第一項中、「指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」という。）を置かなければならない」を「置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする」に改め、同項に次の各号を加える。

一 医師 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な一以上の数

二 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 一以上

第八十一条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第一号の医師は、常勤でなければならない。

第八十二条第一項中「又は介護老人保健施設」を「介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

第八十九条中「看護職員（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）」を削る。

第九十条第一項第一号口中「看護職員」を削り、同項第三号を削る。

第九十一条第一項中「薬局又は指定訪問看護ステーション等」を「又は薬局」に改める。

第九十七条第三項を削る。

第二百二十条第一項中「介護老人保健施設」の下に「又は介護医療院」を加える。

第三百三十一条第四項中「介護老人保健施設」の下に「介護医療院」を、「もの（以下）の下に「この節及び次節において」を加える。

第九章中第七節を第八節とし、第六節の次に次の一節を加える。

第七節 共生型介護予防サービスに関する基準

（共生型介護予防短期入所生活介護の基準）

第百六十六条の二 介護予防短期入所生活介護に係る共生型介護予防サービス（以下この

条及び次条において「共生型介護予防短期入所生活介護」という。）の事業を行う指定短期入所事業者（指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年大分県条例第六十二号。以下「指定障害福祉サービス基準条例」という。）第二百二条第一項に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この条において同じ。）が指定短期入所（指定障害福祉サービス基準条例第九十八条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。）の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者を利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所（以下この条において「指定短期入所事業所」という。）において指定短期入所を提供する事業者に限る。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定短期入所事業所の居室の面積を、指定短期入所の利用者の数と共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が九・九平方メートル以上であること。

二 指定短期入所事業所の従業者の員数が、当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。

三 共生型介護予防短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定介護予防短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第百六十六条の三 第五十二条の三から第五十二条の七まで、第五十二条の九、第五十二条の十、第五十二条の十三、第五十三条の二、第五十三条の三、第五十五条、第五十六条の四から第五十六条の十一まで、第五十八条、第二百二十二条の二、第二百二十二条の四、第三百三十条及び第三百三十二条並びに第四節（第四百四十四条を除く。）及び第五節の規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第五十六条の四中「第五十六条」とあるのは「第百四十条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。）」と、第二百二十二条の二

第三項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第二百二十二条の四第三項中「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、これらの訓練は、夜間（夜間を想定した場合を含む。）においても行わなければならない」と、第三百三十五条及び第三百三十九条中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

第七十五条第一項に次の一号を加える。

五 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

第七十六条第一項第四号口中「食堂及び」を削り、同項に次の一号を加える。

五 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成三十年大分県条例第十三号）第四十三条において規定するユニット型介護医療院をいう。第九十三条において同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。

第七十七条中「介護老人保健施設」の下に「若しくは介護医療院」を加え、「介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）」を「令」に改める。

第九十三条第一項に次の一号を加える。

五 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。

第二百五条第八項中「のうち一人以上及び介護職員のうちそれぞれ」に改める。

第二百十三條に次の一項を加える。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則に定める措置を講じなければならない。

第二百二十七条中「をいう。」の下に「以下同じ。」を加える。

第二百五十三條第四項中「利用者」の下に「及び当該利用者に係る介護支援専門員」を加える。

附則に次の三項を加える。

13 第二百五条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法第二十條の六に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項及び附則第十五項において同じ。）を行つて指定介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定介護予防特定施設をいう。以下同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

二 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当数

14 第二百二十九條の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行つて外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当数とする。

15 第二百七条及び第二百三十一條の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行つて指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定介護予防特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

附則



(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(看護職員が行う指定居宅療養管理指導に係る経過措置)

2 この条例の施行の際現に介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスを行っている事業所において行われる第一条の規定による改正前の指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「旧指定居宅サービス基準条例」という。）第九十一条に規定する指定居宅療養管理指導のうち、看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。次項において同じ。）が行うものについては、旧指定居宅サービス基準条例第九十一条から第九十三条まで及び第九十六条第三項の規定は、平成三十年九月三十日までの間、なおその効力を有する。

(看護職員が行う指定介護予防居宅療養管理指導に係る経過措置)

3 この条例の施行の際現に介護保険法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスを行っている事業所において行われる第二条の規定による改正前の指定介護予防サービスに係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「旧指定介護予防サービス基準条例」という。）第八十九条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導のうち、看護職員が行うものについては、旧指定介護予防サービス基準条例第八十九条から第九十一条まで及び第九十七条第三項の規定は、平成三十年九月三十日までの間、なおその効力を有する。

指定居宅介護支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例を廃止する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第十六号

**指定居宅介護支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例を廃止する条例**

指定居宅介護支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年大分県条例第四十七号）は、廃止する。

**附 則**

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年三月三十日

大分県安心こども基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

**大分県安心こども基金条例の一部を改正する条例**

大分県安心こども基金条例（平成二十一年大分県条例第五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十一年六月三十日」を「平成三十三年六月三十日」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第十八号

**指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例**

（指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

**第一条** 指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年大分県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第四十五条―第四十条）の四」

「第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第四十四条の二―第四十四条の四）」

第六節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第四十五条―第四十九条）」

「第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第九十五条―第九十七条）」を

「第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第九十四条の二―第九十四条の五）」

に、

大分県報号外（条例）

第六節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第九十五条―第九十七条) 一

第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第一百十条・第一百十一条) 一を

第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準(第九十九条の二―第九十九条の四) 一

第六節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第一百十条・第一百十一条) 一に、

第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第九十九条―第九十五条) 一を

第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準(第四百八条の二―第四百八条の四) 一に、

第六節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第四百九条―第四百五十条) 一

第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第四百九条―第四百六十条) 一を

第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準(第五十八条の二―第五十八条の四) 一に、

第六節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第五十九条―第六十条) 一

第六十七条) 一を「第六十六条の二」に、

第十三章 共同生活援助

第一節 基本方針(第九十四条)

第二節 人員に関する基準(第九十五条・第九十六条)

第三節 設備に関する基準(第九十七条)

第四節 運営に関する基準(第九十七条の二―第二百条)

第五節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準 一を

第一款 この節の趣旨及び基本方針(第二百条の二・第二百条の三)

第二款 人員に関する基準(第二百条の四・第二百条の五)

第三款 設備に関する基準(第二百条の六)

第四款 運営に関する基準(第二百条の七―第二百条の十二)

第十四章 多機能型に関する特例(第二百一条・第二百二条) 一を

第十五章 削除

第十三章 就労定着支援

第一節 基本方針(第九十三条の二)

第二節 人員に関する基準(第九十三条の三・第九十三条の四)

第三節 設備に関する基準(第九十三条の五)

第四節 運営に関する基準(第九十三条の六―第九十三条の十二)

第十四章 自立生活援助

第一節 基本方針(第九十三条の十三)

第二節 人員に関する基準(第九十三条の十四・第九十三条の十五)

第三節 設備に関する基準(第九十三条の十六)

第四節 運営に関する基準(第九十三条の十七―第九十三条の二十)

第十五章 共同生活援助

第一節 基本方針(第九十四条)

第二節 人員に関する基準(第九十五条・第九十六条)

第三節 設備に関する基準(第九十七条)

第四節 運営に関する基準(第九十七条の二―第二百条) 一に、「第

第五節 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針(第二百条の二・第二百条の三)

第二款 人員に関する基準(第二百条の四・第二百条の五)

第三款 設備に関する基準(第二百条の六)

第四款 運営に関する基準(第二百条の七―第二百条の十一)

第六節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準 一を

第一款 この節の趣旨及び基本方針(第二百条の十二・第二百条の十

三)

第二款 人員に関する基準(第二百条の十四・第二百条の十五)

第三款 設備に関する基準(第二百条の十六)

第四款 運営に関する基準(第二百条の十七―第二百条の二十二) 一を

第十六章 多機能型に関する特例(第二百一条―第二百二条) 一を

第一条中「第三十六条第三項第一号」の下に、「第四十一条の二第一項第一号及び第二号」を加える。

第二条第二項第六号中「指定放課後等デイサービスの事業」の下に、「指定通所支援事業基準条第八十一条の二に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業」を加え、同号

を同項第七号とし、同項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 共生型障害福祉サービス 法第四十一条の二第二項の申請に係る法第二十九条第一

項の指定を受けた者による指定障害福祉サービスをいう。

第四条第一項中「第十三章」を「第十五章」に改める。



第四十九条第一項中「前節」を「第四節」に改め、同条第二項中「前節」を「第四節」に、「第三十一条第三項」を「第三十条第三項」に改める。

第二章第五節を第六節とし、第四節の次に次の一節を加える。

#### 第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準)

**第四十四条の二** 居宅介護に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型居宅介護」という。)の事業を行う指定訪問介護事業者(指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年大分県条例第十五号。以下「指定居宅サービス基準条例」という。))第六条に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定訪問介護事業所(指定居宅サービス基準条例第六条に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。)の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護(指定居宅サービス基準条例第五条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。)を利用する者の数を指定訪問介護を利用する者の数及び共生型居宅介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。

二 共生型居宅介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定居宅介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型重度訪問介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準)

**第四十四条の三** 重度訪問介護に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型重度訪問介護」という。)の事業を行う指定訪問介護事業者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定訪問介護事業所の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護を利用する者の数を指定訪問介護を利用する者の数及び共生型重度訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。

二 共生型重度訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定重度訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

**第四十四条の四** 第五条第一項、第六条第二項及び第三項、第七条並びに前節(第四十四条を除く。)の規定は、共生型居宅介護の事業について準用する。この場合において、

第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第四十四条の四第一項において準用する第三十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第四十四条の四第一項において準用する次条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第四十四条の四第一項において準用する第二十二条第二項」と、第二十六条第一項中「第六条第二項」とあるのは「第四十四条の四第一項において準用する第六条第二項」と、第三十条第三項中「第二十六条」とあるのは「第四十四条の四第一項において準用する第三十五条」と、第三十一条中「第三十五条」とあるのは「第四十四条の四第一項において準用する第三十五条」と読み替えるものとする。

2 第五条第二項、第六条第二項及び第三項、第七条並びに前節(第四十四条を除く。)の規定は、共生型重度訪問介護の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第四十四条の四第二項において準用する第三十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第四十四条の四第二項において準用する次条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第四十四条の四第二項において準用する第二十二条第二項」と、第二十六条第一項中「第六条第二項」とあるのは「第四十四条の四第二項において準用する第六条第二項」と、第三十条第三項中「第二十六条」とあるのは「第四十四条の四第二項において準用する第二十六条」と、第三十一条中「第三十五条」とあるのは「第四十四条の四第二項において準用する第三十五条」と、第三十二条中「食事等の介護」とあるのは「食事等の介護、外出時における移動中の介護」と読み替えるものとする。

第七十九条第一項第二号中「第十六章」を「第十七章」に改める。

第八十六条の次に次の一条を加える。

(職場への定着のための支援の実施)

**第八十六条の二** 指定生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)第二十七条第二項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。)等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

第九十五条第一号及び第二号を次のように改める。

一 指定通所介護事業者等であつて、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等を提供するものであること。

二 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等を利用する者の数と基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

第九十六条を次のように改める。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

**第九十六条** 規則で定める要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者を除く。以下この条、第一百十条、第一百四十九条の二及び百五十九条の二において同じ。)が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護等(指定介護予防小規模多機能型居宅介護を除く。以下この条、第一百十条、第一百四十九条の二及び百五十九条の二において同じ。)を提供する場合に、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスをを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第一百十条、第一百四十九条の二及び百五十九条の二において同じ。)を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

第四章中第五節を第六節とし、第四節の次に次の一節を加える。

**第五節** 共生型障害福祉サービズに関する基準

(共生型生活介護の事業を行う指定児童発達支援事業者等の基準)

**第九十四条の二** 生活介護に係る共生型障害福祉サービズ(以下「共生型生活介護」という。)の事業を行う指定児童発達支援事業者(指定通所支援事業基準条例第六条に規定する指定児童発達支援事業者をいう。)又は指定放課後等デイサービズ事業者(指定通所支援事業基準条例第七十三条第一項に規定する指定放課後等デイサービズ事業者をいう。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- 一 指定児童発達支援事業所(指定通所支援事業基準条例第六条に規定する指定児童発達支援事業所をいう。第二百一条において同じ。)又は指定放課後等デイサービズ事業所(指定通所支援事業基準条例第七十三条第一項に規定する指定放課後等デイサービズ事業所をいう。第二百一条において同じ。)(以下「指定児童発達支援事業所等」という。)の従業者の員数が当該指定児童発達支援事業所等が提供する指定児童発達支援(指定通所支援事業基準条例第五条に規定する指定児童発達支援をいう。)

又は指定放課後等デイサービズ(指定通所支援事業基準条例第七十二条に規定する指定放課後等デイサービズをいう。)(以下「指定児童発達支援等」という。)を受ける障害児の数を指定児童発達支援等を受ける障害児の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定児童発達支援事業所等として必要とされる数以上であること。

二 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービズを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

**第九十四条の三** 共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者(指定居宅サービズ基準条例第一百一条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービズの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービズ基準」という。))第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)(以下「指定通所介護事業者等」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定通所介護事業所(指定居宅サービズ基準条例第一百一条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービズ基準第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。)(以下「指定通所介護事業所等」という。)の食堂及び機能訓練室(指定居宅サービズ基準条例第一百三十三条第一項又は指定地域密着型サービズ基準第二十二條第二項第一号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。)の面積を、指定通所介護(指定居宅サービズ基準条例第一百条に規定する指定通所介護をいう。)又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービズ基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)(以下「指定通所介護等」という。)を利用する者の数と共生型生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

二 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等を利用する者の数を指定通所介護等を利用する者の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

三 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービズを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

**第九十四条の四** 共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定



地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)、又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)、又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)、又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。))の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。)、第四十四条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。))が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第四十四条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。))の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項若しくは第百七十一条第一項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。))を登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、十二人)までの範囲内とすること。

(以下「共生型自立訓練(機能訓練)」をいう。若しくは共生型自立訓練(生活訓練)」をいう。))又は共生型児童発達支援(指定通所支援事業基準条例第五十五条の二に規定する共生型児童発達支援をいう。))若しくは共生型放課後等デイサービス(指定通所支援事業基準条例第七十八条の二に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。))

(以下「共生型通いサービス」という。))を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条、第百四十八条の三及び第百五十八条の三において同じ。))を二十九人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第六十三条第七項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。))、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第七十一条第八項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。))又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密

着型介護予防サービス基準第四十四条第七項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)(以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。))にあっては、十八人)以下とすること。

二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第六十二条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第七十条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。))又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準第四十三条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。))のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項若しくは第百七十一条第一項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。))の利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業者等の通いサービスを利用する者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。以下この条、第百四十八条の三及び第百五十八条の三において同じ。))を登録定員の二分の一から十五人(登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、十二人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

三 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂(指定地域密着型サービス基準第六十七条第二項第一号若しくは第百七十五条第二項第一号又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十八条第二項第一号に規定する居間及び食堂をいう。以下同じ。))は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

四 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業者等が提供する通いサービスを利用する者の数を通いサービスを利用する者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条若しくは第百七十一条又は





る当該指定短期入所生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

三 共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

**第百九条の三** 共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室(指定地域密着型サービス基準第六十七条第二項第二号ハ若しくは第七十五条第二項第二号ハ又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十八条第二項第二号ハに規定する個室をいう。以下この号において同じ。)以外の宿泊室を設ける場合は、当該個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービス(指定地域密着型サービス基準第六十三条第五項若しくは第七十一条第六項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第五項に規定する宿泊サービスをいう。次号において同じ。)の利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね七・四三平方メートル以上であること。

二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する宿泊サービスを利用する者の数を宿泊サービスを利用する者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。

三 共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

**第百九条の四** 第十条、第十二条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第二十八条、第二十九条、第三十六条から第四十三条まで、第五十二条、第六十一条、第六十七条、第六十九条から第七十一条まで、第七十四条、第七十五条、第七十八条、第九十一条から第九十三条まで、第九十八条及び前節(第九十八条及び第九十九条を除く。)の規定は、共生型短期入所の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第百九条の四において準用する第七十七条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百九条の四において準用する第百四条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第百九条の四において準用する第百四条第二項」と、第九十三条中「前条」とあるのは「第百九条の四において準用する前条」と読み替えるものとする。

第百十三条第四項中「専任かつ」を削る。

第百九条第一項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改める。

第百二十条の見出し中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同条第一項中「重度障害者等包括支援サービス利用計画(以下この章において「サービス利用計画」という。)」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「から第三項まで」を「及び第二項」に、「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同項を同条第四項とする。

第百四十一条中「施行規則第六条の七第一号に規定する者に対して、施行規則第六条の六第一号」を「同号」に改める。

第百四十八条中「第八十七条」を「第八十六条の二」に改める。

第百四十九条の二中「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に改める。

第八章第五節を第六節とし、第四節の次に次の一節を加える。

**第五節** 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

**第百四十八条の二** 自立訓練(機能訓練)に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型自立訓練(機能訓練)」という。)の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等を利用する者の数と共生型自立訓練(機能訓練)の利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

二 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等を利用する者の数を指定通所介護等を利用する者の数及び共生型自立訓練(機能訓練)の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

三 共生型自立訓練(機能訓練)の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(機能訓練)の事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基

（準）

**第四百四十八条の三**

共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- 一 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、十八人）以下とすること。
- 二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を登録定員の二分の一から十五人（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、十人）までの範囲内とすること。

登録定員		利用定員	
二十六人又は二十七人		十六人	
二十八人		十七人	
二十九人		十八人	

三 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に發揮しうる適当な広さを有すること。

四 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスを利用する者の数を通いサービスを利用する者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条若しくは第七十一条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条に規定する基準を満たしていること。

五 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

**第四百四十八条の四**

第十条から第二十一条まで、第二十三条、第二十四条、第二十八条、第三十六条から第四十一条まで、第四十三条、第五十二条、第五十九条から第六十一条まで、第六十七条、第六十九条、第七十条、第七十一条（第三項後段を除く。）、第七十四条から第七十六条まで、第八十条、第八十六条の二から第九十三条まで、第四百十

一条及び前節（第四百四十八条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第四百四十八条の四において準用する第九十条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第四百四十八条の四において準用する第四百四十五条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第四百四十八条の四において準用する第四百四十五条第二項」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第四百四十八条の四において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第九十条中「第九十三条」とあるのは「第四百四十八条の四において準用する第九十三条」と、第九十三条中「前条」とあるのは「第四百四十八条の四において準用する前条」と読み替えるものとする。

第六十一条中「施行規則第六条の七第二号に規定する者に対して、施行規則第六条の六第二号」を「同号」に改める。

第四百五十八条中「第八十七条」を「第八十六条の二」に改める。

第四百五十九条の二中「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に改める。

第九章第五節を第六節とし、第四節の次に次の一節を加える。

**第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準**

（共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

**第四百五十八条の二 自立訓練（生活訓練）に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型自立訓練（生活訓練）」という。）の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。**

- 一 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等を利用する者の数と共生型自立訓練（生活訓練）の利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。
- 二 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等を利用する者の数を指定通所介護等を利用する者の数及び共生型自立訓練（生活訓練）の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- 三 共生型自立訓練（生活訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指



定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

**第二百五十八条の三 共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。**

- 一 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、十八人）以下とすること。
- 二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を登録定員の二分の一から十五人（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、十人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

三 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

四 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスを利用する者の数を通いサービスを利用する者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条若しくは第百七十一条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条に規定する基準を満たしていること。

五 共生型自立訓練（生活訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

**第二百五十八条の四 第十条から第十九条まで、第二十一条、第二十四条、第二十八条、第**

三十六から第四十一条まで、第四十三条、第五十二条、第五十九条から第六十一条まで、第六十七条、第六十九条、第七十条、第七十一条（第三項後段を除く。）、第七十四条、第七十五条、第八十条、第八十六条の二から第九十三条まで、第四十六条、第四十七条、第五十一条及び前節（第五十八条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第百五十八条の四において準用する第九十条」と、第二十一条第二項中「次条第一項から第三項まで」とあるのは「第百五十八条の四において準用する第百五十六条第一項から第四項まで」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第百五十八条の四において準用する第百五十六条第二項」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第百五十八条の四において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第九十条中「第九十三条」とあるのは「第百五十八条の四において準用する第九十三条」と、第九十三条中「前条」とあるのは「第百五十八条の四において準用する前条」と読み替えるものとする。

第十章第四節中第百六十七条の前に次の一条を加える。  
（通勤のための訓練の実施）

**第百六十六条の二 指定就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。**

第百七十一条中「第八十五条」の下に、「第八十六条、第八十七条」を加え、「第百五十六条の二、第百四十五条及び第百四十六条」を「第百四十五条、第百四十六条及び第百五十六条の二」に、「除く。」が「を「除く。」」に改める。

**第十三章 就労定着支援**

**第一節 基本方針**

**第百九十三条の二 就労定着支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労定着支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労に向けた支援として厚生労働省令で定めるものを受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者に対して、厚生労働省令で定める期間にわたり、当該通常の事業所での就労の継続を図るために必要な当該通常の事業所の事業主、障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行うものな**

ければならない。

第二節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第九十三条の三 指定就労定着支援の事業を行う者（以下「指定就労定着支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労定着支援事業所」という。）に置くべき就労定着支援員の数は、指定就労定着支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を四十で除した数以上とする。

2 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、当該指定就労定着支援の事業の利用者の数（当該指定就労定着支援事業者が、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型（以下「生活介護等」という。）に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定就労定着支援の事業と生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所において一体的に運営している指定就労定着支援の事業及び生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業の利用者の合計数。以下この条において同じ。）に応じて、次に掲げる員数を、サービス管理責任者として置くこととする。

- 一 利用者の数が六十以下 一以上
- 二 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

3 前二項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第一項に規定する就労定着支援員及び第二項に規定するサービス管理責任者は、専ら当該指定就労定着支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

5 第二項に規定するサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

い。

第九十三条の四 第五十二条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。

第三節 設備に関する基準

（設備及び備品等）

第九十三条の五 指定就労定着支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定就労定着支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

第四節 運営に関する基準

（サービス管理責任者の責務）

第九十三条の六 サービス管理責任者は、第九十三条の十二において準用する第六十条（第十一項を除く。）に規定する業務のほか、規則に定める業務を行うものとする。

（実施主体）

第九十三条の七 指定就労定着支援事業者は、過去三年間において平均一人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者でなければならない。

（職場への定着のための支援の実施）

第九十三条の八 指定就労定着支援事業者は、利用者の職場への定着及び就労の継続を図るため、新たに障害者を雇用した通常の事業所の事業主、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整及び連携を行うとともに、利用者やその家族等に対して、当該雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を提供しなければならない。

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、一月に一回以上、当該利用者との対面により行うとともに、一月に一回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。

（サービス利用中に離職する者への支援）

第九十三条の九 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援の提供期間中に雇用された通常の事業所を離職する利用者であつて、当該離職後も他の通常の事業所への就職等を希望するものに対し、指定特定相談支援事業者その他の関係者と連携し、他の指定障害福祉サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

（運営規程）

第九十三条の十 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、規則で定める事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

（記録の整備）

第九十三条の十一 指定就労定着支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対する指定就労定着支援の提供に関する規則で

定める記録を整備し、当該指定就労定着支援を提供した日から五年間保存しなければならない。

(準用)

**第九十三條の十二** 第十条から第二十四条まで、第二十九条、第三十三条から第四十一条まで、第四十三条、第五十九条、第六十条(第十一項を除く。)、第六十一条及び第六十七条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第九十三條の十」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第九十三條の十二において準用する次条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二條第二項」とあるのは「第九十三條の十二において準用する第二十二條第二項」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第九十三條の十二において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と読み替えるものとする。

第十七章を第十八章とする。

第九十九條第四項中「第六十二條」を「第六十一條」に改める。

第十六章を第十七章とし、第十五章を削る。

第二百一十一條第一項中「(指定通所支援事業基準条例第六條に規定する指定児童発達支援事業所をいう。次項において同じ。)」及び「(指定通所支援事業基準条例第七十三條第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。次項において同じ。)」を削る。

第十四章中第二百二條の次に次の二條を加える。

**第二百三條及び第二百四條** 削除

第十四章を第十六章とし、第十三章の次に次の二章を加える。

**第十四章** 自立生活援助

**第一節** 基本方針

**第九十三條の十三** 自立生活援助に係る指定障害福祉サービス(以下「指定自立生活援助」という。)の事業は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等により、当該利用者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行われるものでなければならない。

**第二節** 人員に関する基準

(従業者の員数)

**第九十三條の十四** 指定自立生活援助の事業を行う者(以下「指定自立生活援助事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定自立生活援助事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 地域生活支援員 指定自立生活援助事業所ごとに、一以上
- 二 サービス管理責任者 指定自立生活援助事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数
- イ 利用者の数が三十以下 一以上
- ロ 利用者の数が三十一以上 一に、利用者の数が三十を超えて三十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上
- 三 第一項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 四 第一項に規定する指定自立生活援助の従業者は、専ら当該指定自立生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

(準用)

**第九十三條の十五** 第五十二條の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。

**第三節** 設備に関する基準

**第九十三條の十六** 第九十三條の五の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。

**第四節** 運営に関する基準

(実施主体)

**第九十三條の十七** 指定自立生活援助事業者は、指定障害福祉サービス事業者(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助の事業を行う者に限る。)、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者でなければならない。(定期的な訪問による支援)

**第九十三條の十八** 指定自立生活援助事業者は、おおむね週に一回以上、利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活



全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。

（随時の通報による支援等）

**第九十三條の十九** 指定自立生活援助事業者は、利用者からの通報があつた場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握を行わなければならない。

2 指定自立生活援助事業者は、前項の状況把握を踏まえ、当該利用者の家族、当該利用者を利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関等との連絡調整その他の必要な措置を適切に講じなければならない。

3 指定自立生活援助事業者は、利用者の心身の状況及び障害の特性に応じ、適切な方法により、当該利用者との常時の連絡体制を確保しなければならない。

（準用）

**第九十三條の二十** 第十条から第二十四条まで、第二十九条、第三十三条から第四十一条まで、第四十三条、第五十九条から第六十一条まで、第六十七条、第九十三條の六、第九十三條の十及び第九十三條の十一の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第九十三條の二十において準用する第九十三條の十」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第九十三條の二十において準用する次条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二條第二項」とあるのは「第九十三條の二十において準用する第二十二條第二項」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第九十三條の二十において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と読み替えるものとする。

**第十五章 共同生活援助**

**第一節 基本方針**

**第九十四條** 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活援助を行う住居（以下「共同生活住居」という。）において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

**第二節 人員に関する基準**

（従業者の員数）

**第九十五條** 指定共同生活援助の事業を行う者（以下「指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者は次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める員数を置かなければならない。

- 一 世話人 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上
  - 二 生活支援員 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のイからニまでに掲げる数の合計数以上
    - イ 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第五号。以下「区分省令」という。）第一条第四号に規定する区分三に該当する利用者の数を九で除した数
    - ロ 区分省令第一条第五号に規定する区分四に該当する利用者の数を六で除した数
    - ハ 区分省令第一条第六号に規定する区分五に該当する利用者の数を四で除した数
    - ニ 区分省令第一条第七号に規定する区分六に該当する利用者の数を二・五で除した数
  - 三 サービス管理責任者 指定共同生活援助事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数
    - イ 利用者の数が三十以下のとき 一以上
    - ロ 利用者の数が三十を超えるとき 一に、利用者の数が三十を超えて三十又はその端数を増すことに一を加えて得た数以上
  - 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
  - 3 第一項に規定する指定共同生活援助の従業者は、専ら指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- （管理者）
- 第九十六條** 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定共同生活援助事業所の管理上支障がない場合は、当該指定共同生活援助事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。
- 2 指定共同生活援助事業所の管理者は、適切な指定共同生活援助を提供するために必要

な知識及び経験を有する者でなければならない。

### 第三節 設備に関する基準

**第九十七条** 指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設（以下「入所施設」という。）又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

2 指定共同生活援助事業所は、以上の共同生活住居（サテライト型住居（当該サテライト型住居を設置しようとする者により設置される当該サテライト型住居以外の共同生活住居であつて、当該サテライト型住居に入居する者に対する支援を行うもの（以下「本体住居」という。）と密接な連携を確保しつつ、本体住居とは別の場所で運営される共同生活住居をいう。以下同じ。）を除く。以下この項及び次項において同じ。）を有するものとし、当該共同生活住居及びサテライト型住居の入居定員の合計は四人以上とする。

3 共同生活住居は、以上のユニット（居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される場所をいう。以下同じ。）を有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。

4 ユニットの基準は、次のとおりとする。

一 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

二 一の居室の面積は、収納設備を除き、七・四三平方メートル以上とすること。

5 サテライト型住居の設備の基準は、次のとおりとする。

一 入居定員を一人とすること。

二 日常生活を営む上で必要な設備を設けること。

三 居室の面積は、収納設備を除き、七・四三平方メートル以上とすること。

6 前各項に定めるもののほか、共同生活住居の設備の基準は、規則で定める。

### 第四節 運営に関する基準

（入退居）

**第九十七条の二** 指定共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする利用者（入院治療を要する者を除く。）に提供するものとする。

2 指定共同生活援助事業者は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退

居後の生活環境及び援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（入退居の記録の記載等）

**第九十七条の三** 指定共同生活援助事業者は、入居又は退居に際しては、当該指定共同生活援助事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項（次項において「受給者証記載事項」という。）を、利用者の受給者証に記載しなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、受給者証記載事項その他の必要な事項を遅滞なく市町村に対し報告しなければならない。

（利用者負担額等の受領）

**第九十七条の四** 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定共同生活援助事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、規則で定める費用の支払を支給決定障害者から受領することができる。

4 指定共同生活援助事業者は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

5 指定共同生活援助事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

（指定共同生活援助の取扱方針）

**第九十七条の五** 指定共同生活援助事業者は、第二百条において読み替えて準用する第六十条に規定する共同生活援助計画（第二百条を除き、以下「共同生活援助計画」という。）に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活援助の提供を行う場合には、共同生活援助計画に基づき、当該利用者が、継続した指定共同生活援助の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようしなければならぬ。

3 指定共同生活援助事業者の従業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、その提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

**（サービス管理責任者の責務）**

**第九十七条の六** サービス管理責任者は、第二百条において準用する第六十条（第十一項を除く。）に規定する業務のほか、規則で定める業務を行うものとする。

**（介護及び家事等）**

**第九十八条** 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

2 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、当該利用者の負担により、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等（指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。）を受けさせてはならない。

**（社会生活上の便宜の供与等）**

**第九十八条の二** 指定共同生活援助事業者は、利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

**（運営規程）**

**第九十八条の三** 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、規則で定める事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

**（勤務体制の確保等）**  
**第九十九条** 指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な指定共同生活援助を提供できるよう、指定共同生活援助事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、当該指定共同生活援助事業所の従業者によつて指定共同生活援助を提供しなければならない。ただし、当該指定共同生活援助事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。

4 指定共同生活援助事業者は、前項ただし書の規定により指定共同生活援助に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

5 指定共同生活援助事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

**（支援体制の確保）**

**第九十九条の二** 指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

**（定員の遵守）**

**第九十九条の三** 指定共同生活援助事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

**（協力医療機関等）**

**第九十九条の四** 指定共同生活援助事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

**（準用）**

**第二百条** 第十条、第十二条、第十三条、第十五条から第十八条まで、第二十一条、第二



十四条、第二十八条、第三十六条から第四十一条まで、第四十三条、第五十五条、第六十条（第十一項を除く。）、第六十一条、第六十七条、第七十一条、第七十四条から第七十六条まで、第八十九条、第九十一条、第九十三条及び第五十六条の二の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第九十八条の三」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第九十九条の四第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二條第二項」とあるのは「第九十七条の四第二項」と、第六十条（第十一項を除く。）中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第九十三条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第九十九条の四第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と、第五十六条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び規則で定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び規則で定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

**第五節** 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

**第一款** この節の趣旨及び基本方針

（この節の趣旨）

**第二百条の二** 第二節から前節までの規定にかかわらず、日中サービス支援型指定共同生活援助（指定共同生活援助であつて、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。）の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（基本方針）

**第二百条の三** 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

**第二款** 人員に関する基準

（従業者の員数）

**第二百条の四** 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が当該事業を行う事業所（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるところとする。

一 世話人 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる世話人の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を五で除した数以上

二 生活支援員 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる生活支援員の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のイからニまでに掲げる数の合計数以上

イ 区分省令第一条第四号に規定する区分三に該当する利用者の数を九で除した数  
ロ 区分省令第一条第五号に規定する区分四に該当する利用者の数を六で除した数  
ハ 区分省令第一条第六号に規定する区分五に該当する利用者の数を四で除した数  
ニ 区分省令第一条第七号に規定する区分六に該当する利用者の数を二・五で除した数

三 サービス管理責任者 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数

イ 利用者の数が三十以下 一以上  
ロ 利用者の数が三十一以上 一に、利用者の数が三十を超えて三十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

2 前項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のほか、共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて一以上の夜間支援従事者（夜間及び深夜の時間帯に勤務（宿直勤務を除く。）を行う世話人又は生活支援員をいう。）を置くものとする。

3 第一項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第一項及び第二項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者は、専ら日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 第一項及び第二項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。  
（準用）

**第二百条の五** 第九十六条の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。

**第三款 設備に関する基準**

**第二百条の六** 日中サービス支援型指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所は、一以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計は四人以上とする。

3 共同生活住居は、一以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。

4 ユニットの基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。
- 二 一の居室の面積は、収納設備等を除き、七・四三平方メートル以上とすること。

5 前各項に定めるもののほか、共同生活住居の設備の基準は、規則で別に定める。

**第四款 運営に関する基準**

（実施主体）

**第二百条の七** 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、当該日中サービス支援型指定共同生活援助と同時に第九十八条に規定する指定短期入所（第九十九条第一項に規定する併設事業所又は同条第三項に規定する単独型事業所に係るものに限る。）を行うものとする。

（介護及び家事等）

**第二百条の八** 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、当該利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

2 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うように努めなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常時一人以上の従業者を介護又は家事等に従事させなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、当該利用者の負担により、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等（日中サービス支援型指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。）を受けさせてはならない。

（社会生活上の便宜の供与等）

**第二百条の九** 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況又はその置かれている環境等に応じ、利用者の意向に基づき、社会生活上必要な支援を適切に行わなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者について、特定相談支援事業を行う者又は他の障害福祉サービスの事業を行う者等との連絡調整に努めなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

（協議の場の設置等）

**第二百条の十** 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第八十九条の三第一項に規定する協議会その他知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下この項において「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の実施状況を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

（準用）

**第二百条の十一** 第十条、第十二条、第十三条、第十五条から第十八条まで、第二十一条、第二十四条、第二十八条、第三十六条から第四十一条まで、第四十三条、第五十五条、第六十条（第十一項を除く。）、第六十一条、第六十七条、第七十一条、第七十四条から第七十六条まで、第八十九条、第九十一条、第九十三条、第一百五十六条の二、第一百九十七条の二から第九十七条の六まで及び第九十八条の三から第九十九条の四までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは、「第二百条の十一において準用する第九十八条の三」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは、「第二百条の十一において準用する第九十七条の四第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二條第二項」とあるのは、「第二百条の十一において準用する第九十七条の四第二項」

と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第九十三条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第二百条の十一において準用する第九十九条の四第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と、第九十六条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び規則で定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、「指定宿泊型自立訓練」とあるのは「日中サービス支援型指定共同生活援助」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び規則で定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、「（指定宿泊型自立訓練を除く。）及び」とあるのは「及び」と、第九十七条の六中「第二百条」とあるのは「第二百条の十一」と読み替えるものとする。

**第六節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準**

**第一款 この節の趣旨及び基本方針**  
(この節の趣旨)

**第二百条の十二** 第一節から第四節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助であつて、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画（第二百条の十二において読み替えて準用する第六十条に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。第二百条の二十二を除き、以下同じ。）の作成、相談その他の日常生活上の援助（第二百条の十四第一項において「基本サービス」という。）及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者（以下「受託居宅介護サービス事業者」という。）により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助（以下「受託居宅介護サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)  
**第二百条の十三** 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その

他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

**第二款 人員に関する基準**

(従業者の員数)

**第二百条の十四** 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う者（以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき基本サービスを提供する従業者は次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める員数を置かなければならない。

- 一 世話人 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上
- 二 サービス管理責任者 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数
- イ 利用者の数が三十以下のとき 一以上
- ロ 利用者の数が三十を超えるとき 一に、利用者の数が三十を超えて三十又はその端数を増すことに一を加えて得た数以上
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 3 第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の従業者は、専ら外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)  
**第二百条の十五** 第九十六条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。

**第三款 設備に関する基準**

**第二百条の十六** 第九十七条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。

**第四款 運営に関する基準**

(内容及び手続の説明及び同意)

**第二百条の十七** 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者等が外部サービス利用型指定共同生活援助の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第二百条の十九に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制、外部サービス利用型指定共同生活援助



事業者と受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスの事業を行う事業所（以下「受託居宅介護サービス事業所」という。）の名称その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、社会福祉法第七十七条の規定に基づき、書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

（受託居宅介護サービスの提供）

**第二百条の十八** 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅介護サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。

2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスを提供した場合にあつては、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させなければならない。

（運営規程）

**第二百条の十九** 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、規則で定める事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

**第二百条の二十** 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が、受託居宅介護サービスの提供に関する業務を委託するときは、受託居宅介護サービス事業所ごとに文書により行わなければならない。

2 受託居宅介護サービス事業者は、指定居宅介護事業者でなければならない。

3 受託居宅介護サービス事業者が提供する受託居宅介護サービスの種類は、指定居宅介護とする。

4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、事業の開始に当たっては、あらかじめ、指定居宅介護事業者と、第一項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者に、業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。

6 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

（勤務体制の確保等）

**第二百条の二十一** 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助を提供できるよう、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。

3 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は受託居宅介護サービス事業所の従業者によつて外部サービス利用型指定共同生活援助を提供しなければならない。

4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（準用）

**第二百条の二十二** 第十二条、第十三条、第十五条から第十八条まで、第二十一条、第二十四条、第二十八条、第三十六条から第四十一条まで、第四十三条、第五十五条、第六十条（第十一項を除く。）、第六十一条、第六十七条、第七十一条、第七十四条から第七十六条まで、第八十九条、第九十一条、第九十三条、第五十六条の二、第九十九条の二から第九十九条の二まで及び第九十九条の二から第九十九条の四までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第二百条の二十二において準用する第九十九条の四第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第二百条の二十二において準用する第九十九条の四第一項」とあるのは「外部サービス利用型指定共同生活援助計画」と、第九十三条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第二百条の二十二において準用する第九十九条の四第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と、第五十六条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び規則で定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び規則で定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入

居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。」と、  
第九十八条第三項中「当該指定共同生活援助事業所」とあるのは「当該外部サービス  
利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所」と読み替えるものと  
する。

附則第四項及び第五項中「第二百条の六」を「第二百条の十六」に改める。

附則第九項中「第二百条の十二」を「第二百条の二十二」に改める。

附則第十二項及び第十六項中「第二百条の六」を「第二百条の十六」に改める。

附則第十七項の見出し中「指定共同生活援助事業所」の下に「又は日中サービス支援型  
指定共同生活援助事業所」を加え、同項中「第九十八条第三項」の下に「及び第二百  
条の八第四項」を、「指定共同生活援助事業所」の下に「又は日中サービス支援型指定共  
同生活援助事業所」を、「当該指定共同生活援助事業所」の下に「又は当該日中サービ  
ス支援型指定共同生活援助事業所」を加え、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年  
三月三十一日」に改める。

附則第十八項中「第九十八条第三項」の下に「及び第二百条の八第四項」を、「指  
定共同生活援助事業所」の下に「又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」を、  
「当該指定共同生活援助事業所」の下に「又は当該日中サービス支援型指定共同生活援助  
事業所」を加え、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め  
る。

附則第十九項中「第九十五条第一項第二号口からニまで」の下に「及び第二百条の四  
第一項第二号口からニまで」を加える。

附則第二十項中「第二百条の六」を「第二百条の十六」に改める。

（指定障害者支援施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準を定め  
る条例の一部改正）

**第二条** 指定障害者支援施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準を  
定める条例（平成二十四年大分県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

**第六条** 削除

第七条第二項中「前条第一項第一号イ(3)」を「第五条第一項第一号イ(3)」に改める。

第十条を次のように改める。

**第十条** 削除

附則第七項中「児童福祉法」の下に「（昭和二十二年法律第六十四号）」を加える。

（障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

**第三条** 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大  
分県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「規定する児童発達支援をいう。以下同じ。」を「規定する児童  
発達支援をいう。」に、「医療型児童発達支援をいう。以下同じ。」を「医療型児童発達  
支援をいう。」に、「放課後等デイサービスをいう。以下同じ。」を「放課後等デイサー  
ビスをいう。」の事業、居宅訪問型児童発達支援（同条第五項に規定する居宅訪問型児童  
発達支援をいう。）に、「同条第五項」を「同条第六項」に、「保育所等訪問支援をい  
う。以下同じ。」を「保育所等訪問支援をいう。」に改める。

第四十四条の次に次の一条を加える。

（職場への定着のための支援の実施）

**第四十四条の二** 生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該生活介  
護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者につい  
て、障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五  
年法律第二百二十三号）第二十七条第二項に規定する障害者就業・生活支援センターをい  
う。以下同じ。）等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から六月以上、職  
業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

第五十一条中「施行規則第六条の七第一号に規定する者に対して」を削る。

第五十五条中「第四十五条」を「第四十四条の二」に改める。

第五十六条中「施行規則第六条の七第二号に規定する者に対して」を削る。

第六十条中「第四十五条」を「第四十四条の二」に改める。

第六十四条の次に次の一条を加える。

（通勤のための訓練の実施）

**第六十四条の二** 就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することがで  
きるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。

第六十九条中「第四十三条」の下に「、第四十四条、第四十五条」を加える。

**附則**

（施行期日）

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（指定障害者支援施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準を定め  
る条例の一部改正に伴う経過措置）

2 この条例の施行の際現に指定を受けている第二条の規定による改正前の指定障害者支援  
施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第六条及び

第十条に規定する指定障害者支援施設等については、この条例による改正後の指定障害者支援施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第五条及び第九条の規定にかかわらず、平成三十三年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

指定通所支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

大分県知事 広瀬勝貞

大分県条例第十九号

指定通所支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

（指定通所支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第一条 指定通所支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年大分県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五節 基準該当通所支援に関する基準（第五十六条―第六十一条の二）」を

「第五節 共生型障害児通所支援に関する基準（第五十五条の二―第五十五条の五）

第六節 基準該当通所支援に関する基準（第五十六条―第六十一条の二）」

に、「第五節 基準該当通所支援に関する基準（第七十九条―第八十一条）」を

「第五節 共生型障害児通所支援に関する基準（第七十八条の二）

第六節 基準該当通所支援に関する基準（第七十九条―第八十一条）」に、

「第五章 保育所等訪問支援」を

「第五章 居宅訪問型児童発達支援

第一節 基本方針（第八十一条の二）

第二節 人員に関する基準（第八十一条の三・第八十一条の四）

第三節 設備に関する基準（第八十一条の五）

第四節 運営に関する基準（第八十一条の六―第八十一条の九）

第六章 保育所等訪問支援

「第六章」を「第七章」に、「第七章」を「第八章」に改める。

第一条中「第二十一条の五の十五第二項第一号並びに第二十一条の五の十八第一項」を

「第二十一条の五の十五第三項第一号、第二十一条の五の十七第一項第一号及び第二号並

びに第二十一条の五の十九第一項」に改める。

第二条第二項第三号中「第二十一条の五の二十八第三項」を「第二十一条の五の二十九第三項」に改め、同項第四号中「指定放課後等デイサービスの事業」の下に、「第八十一条の二に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業」を加え、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 共生型通所支援 法第二十一条の五の十七第一項の申請に係る法第二十一条の五の三第一項の指定を受けた者による指定通所支援をいう。

第三条中「第二十一条の五の十五第二項第一号」を「第二十一条の五の十五第三項第一号」に改める。

第四条第三項中「第二十一条、第四十九条及び第七十三条第一項第一号において」を「以下」に改める。

第六条第一項第一号中「指導員又は保育士 指定児童発達支援」を「児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大分県条例第六十一条。以下「児童福祉施設基準条例」という。）第三十条第六項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）、保育士又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。） 指定児童発達支援」に、「指導員又は保育士の」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の」に改め、同項第二号中「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大分県条例第六十一条。以下「児童福祉施設基準条例」という。）」を「児童福祉施設基準条例」に改め、同条第二項中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条第三項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、指定児童発達支援の単位ごととその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第四号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

第六条第三項第二号中「看護師」を「看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）」に改め、同項第三号中「（児童福祉施設基準条例第三十条第六項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）」を削り、同条第五項中「指導員又は保育



士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 第一項第一号の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第七条第四項第一号中「看護師」を「看護職員」に改める。  
第二十七条に次の二項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

一 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況

二 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況

三 指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況

四 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況

五 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況

六 緊急時等における対応方法及び非常災害対策

七 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

5 指定児童発達支援事業者は、おおむね一年に一回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第四十八条第一項中「行うよう努めなければならない」を「行わなければならない」に改める。

第四十九条第一項中「第五条第十六項」を「第五条第十八項」に改める。

第五十条第三項中「第二十一条の五の二十一第一項」を「第二十一条の五の二十二第一項」に改める。

第五十一条第二項中「(昭和二十二年法律第二十六号)」を削る。

第五十六条第一項第一号中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項第一号の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第五十九条中「前節」を「第四節」に改める。

第六十条中「(指定障害福祉サービス基準条例第七十九条第一項に規定する指定生活介護事業者をいう。）」、「(指定障害福祉サービス基準条例第七十八条に規定する指定生活介護をいう。以下同じ。）」及び「(指定障害福祉サービス基準条例第七十九条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）」を削る。

第六十一条中「の各号」を削り、「指定通所介護事業者(指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年大分県条例第五十五号。以下「指定居宅サービス基準条例」という。))第一百一条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。))第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護(指定居宅サービス基準条例第一百一条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。又は当該指定地域密着型通所介護を行う指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。))」(以下「指定通所介護等」という。))を「指定通所介護等」に、「指定通所介護事業所(指定居宅サービス基準条例第一百一条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。又は当該指定地域密着型通所介護を行う指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。))」(以下「指定通所介護事業所等」という。))を「指定通所介護事業所等」に改め、同条第一号中「(指定居宅サービス基準条例第一百三十一条又は指定地域密着型サービス基準第二十二條第二項第一号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。))」を削る。

第六十一条の二中「の各号」を削り、「指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。))」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第六十二条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。又は指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第七十条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。))」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に、「指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項又は第七十一条第一項に規定する通いサービス」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する通いサービスを除く。以下この条において」に、「指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所を

いう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という）を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条において同じ）に改め、同条第一号中「（指定地域密着型サービス基準第六十三条第七項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）を「又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第二号中「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」の下に「又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を加える。

第二章中第五節を第六節とし、第四節の次に次の一節を加える。

**第五節 共生型障害児通所支援に関する基準**

（共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者の基準）

**第五十五条の二** 児童発達支援に係る共生型通所支援（以下「共生型児童発達支援」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス基準条例第七十九条第一項に規定する指定生活介護事業者をいう。以下同じ。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス基準条例第七十九条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス基準条例第七十八条に規定する指定生活介護をいう。以下同じ。）の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。

二 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

**第五十五条の三** 共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者（指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年大分県条例第五十五号。以下「指定居宅サービス基準条例」という。）第一百一条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（第六十一条において「指

定通所介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定通所介護事業所（指定居宅サービス基準条例第一百一条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。）の食堂及び機能訓練室（指定居宅サービス基準条例第一百三十一条又は指定地域密着型サービス基準第二十二條第二項第一号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。第六十一条第一号において同じ。）の面積を、指定通所介護（指定居宅サービス基準条例第一百条に規定する指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）の利用者の数と共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

二 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

三 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

**第五十五条の四** 共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）（指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）（第六十一条の二において「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第四十四条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一



項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第六十一条の二において同じ。)

(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項若しくは第七十一条第一項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する登録者をいう。))の数と共生型生活介護(指定障害福祉サービス基準第九十四条の二に規定する共生型生活介護をいう。)、共生型自立訓練(機能訓練)(指定障害福祉サービス基準第四十八条の二に規定する共生型自立訓練(機能訓練)をいう。))若しくは共生型自立訓練(生活訓練)(指定障害福祉サービス基準第五十八条の二に規定する共生型自立訓練(生活訓練)をいう。))又は共生型児童発達支援若しくは共生型放課後等デイサービス(第七十八条の二に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。)) (以下「共生型通いサービス」という。))を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。))を二十九人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第六十三条第七項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第六十一条の二において同じ。))、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第七十一条第八項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第六十一条の二において同じ。))又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第七項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)) (以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。))にあつては、十八人)以下とすること。

二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第六十二条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第七十条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)) (第六十一条の二において「指定小規模多機能型居宅介護等」という。))又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準第四十三条に規定する指定介護予防小規

模多機能型居宅介護をいう。))のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項若しくは第七十一条第一項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。))の利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。))を登録定員の二分の一から十五人(登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、十二人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

三 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂(指定地域密着型サービス基準第六十七条第二項第一号若しくは第七十五条第二項第一号又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十八条第二項第一号に規定する居間及び食堂をいう。))は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

四 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条若しくは第七十一条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条に規定する基準を満たしていること。

五 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第五十五条の五 第五条、第八条、第九条及び前節(第十二条を除く。))の規定は、共生型児童発達支援の事業について準用する。

第六十三条第一項第四号中「看護師」を「看護職員」に改める。

第七十条の次に次の一条を加える。

(情報の提供等)

第七十条の二 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を利用しよう



とする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定医療型児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、当該指定医療型児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

第七十一条中「第二十七条」の下に「（第四項及び第五項を除く。）」を、「第六十七条」との下に「第二十七条第一項及び」を加える。

第七十三条第一項第一号中「学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）」を「障害福祉サービス経験者」に改め、同条第三項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第四号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

第七十三条第三項第二号中「看護師」を「看護職員」に改める。

第七十七条の二を削る。

第七十八条中「第四十九条、第五十条」を「から第五十条まで」に、「次条」を「次条第一項」に、「第七十七条」を「第七十七条第一項」に、「第二十八条」を「第二十六条第二項中「第二十四条第二項」とあるのは「第七十七条第二項」と、第二十七条第一項及び第二十八条」に改める。

第八十一条中「第四十九条、第五十条」を「から第五十条まで」に、「第七十七条」を「及び第七十七条」に改め、「及び第七十七条の二」を削る。

第四章中第五節を第六節とし、第四節の次に次の一節を加える。

**第五節 共生型障害児通所支援に関する基準**

**第七十八条の二** 第八条、第九条、第十三条から第二十三条まで、第二十五条から第三十条まで、第三十二条、第三十四条から第四十五条まで、第四十七条から第五十条まで、第五十一条第一項、第五十二条から第五十五条の四まで、第七十二条及び第七十七条の規定は、共生型放課後等デイサービス（放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。）の事業について準用する。この場合において、第十七条中「いう。第五十一条第二項において同じ」とあるのは「いう」と、第二十三条第二項中「次条第一項」とあ

るのは「第七十八条の二において準用する第七十七条第一項」と、第二十六条第二項中「第二十四条第二項」とあるのは「第七十八条の二において準用する第七十七条第二項」と、第二十七条第一項及び第二十八条中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。

第七章を第八章とする。

第九十条第一項中「第七十三条第一項、第二項及び第四項」の下に「、第八十一条の三第一項」を、「同条第四項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と」の下に「、第八十一条の三第一項中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と」を加える。

第六章を第七章とする。

第八十五条から第八十八条までを次のように改める。

**第八十五条** 第八十一条の五の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。

**第八十六条から第八十八条まで** 削除

第八十九条中「第二十五条」の下に「、第二十六条、第二十七条（第四項及び第五項を除く。）」、第二十八条」を加え、「から第五十条まで、第五十一条第一項及び」を「第四十九条、第五十条、第五十一条第一項、」に改め、「第五十五条まで」の下に「、第七十条の二及び第八十一条の六から第八十一条の八まで」を加え、「第八十八条」を「第八十九条において準用する第八十一条の八」に、「次条」を「次条第一項」に、「第八十七条」と、「第八十九条において準用する第八十一条の七第一項」と、第二十六条第二項中「第二十四条第二項」とあるのは「第八十九条において準用する第八十一条の七第二項」と、第二十七条第一項及び」に改める。

第五章を第六章とし、第四章の次に次の一章を加える。

**第五章 居宅訪問型児童発達支援**

**第一節 基本方針**

**第八十一条の二** 居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定居宅訪問型児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに生活能力の向上を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

**第二節 人員に関する基準**

**（従業者の員数）**

**第八十一条の三** 指定居宅訪問型児童発達支援の事業を行う者（以下「指定居宅訪問型児

児童発達支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。)に置くべき従業者は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める員数を置かなければならない。

- 一 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数
- 二 児童発達支援管理責任者 一以上

2 前項第一号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員(学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援(以下「訓練等」という。)を行い、及び当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に三年以上従事した者でなければならない。

3 第一項第二号に掲げる児童発達支援管理責任者のうち一人以上は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。

(準用)

**第八十一条の四** 第八条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、同条中「ただし、」とあるのは、「ただし、第八十一条の第三項第一号に掲げる訪問支援員及び同項第二号に掲げる児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き、」と読み替えるものとする。

**第三節 設備に関する基準**

**第八十一条の五** 指定居宅訪問型児童発達支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

**第四節 運営に関する基準**

(身分を証する書類の携行)

**第八十一条の六** 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携

行させ、初回訪問時及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(通所利用者負担額の受領)

**第八十一条の七** 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、通所給付決定保護者の選定により通常の事業の実施地域(当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所が通常時に指定居宅訪問型児童発達支援を提供する地域をいう。)以外の地域において指定居宅訪問型児童発達支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

4 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

5 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、第三項の交通費については、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、その額について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(運営規程)

**第八十一条の八** 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに、規則で定める事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

(準用)

**第八十一条の九** 第十三条から第二十三条まで、第二十五条、第二十六条、第二十七条(第四項及び第五項を除く。)、第二十八条から第三十条まで、第三十二条、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条、第四十一条から第四十五条まで、第四十七条、第四十九条、第五十条、第五十一条第一項、第五十二条から第五十五条まで及び第七十条の二の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十三条第一項中「第三十七条」とあるのは「第八十一条の八」と、第十七条中「第五十一条第二項において同じ」とあるのは「いう」と、第二十三条第二項中

「次条第一項」とあるのは「第八十一条の七第一項」と、第二十六条第二項中「第二十四条第二項」とあるのは「第八十一条の七第二項」と、第二十七条第一項及び第二十八条中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

**第二条** 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年大分県条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

第七十三条第四項中「看護師」を「看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下この条及び第八十七条において同じ。)」に改め、同条第八項及び第十二項中「看護師」を「看護職員」に改める。

第八十七条第七項及び第九項中「看護師」を「看護職員」に改める。

(指定障害児入所施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

**第三条** 指定障害児入所施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年大分県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条の九第二項」を「第二十四条の九第三項」に、「第二十一条の五の十五第二項第一号」を「第二十一条の五の十五第三項第一号」に改める。

第三条中「第二十四条の九第二項」を「第二十四条の九第三項」に、「第二十一条の五の十五第二項第一号」を「第二十一条の五の十五第三項第一号」に改める。

第五条第一項第二号中「看護師」を「看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。)」に改め、同条第四項を削る。

第六条第六項を削る。

**附則**

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(指定通所支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際現に児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の五の三第一項の規定による指定を受けている指定児童発達支援事業者に係る従業者の員数の基準については、第一条の規定による改正後の指定通所支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新条例」という。)第六条

の規定にかかわらず、平成三十一年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に第一条の規定による改正前の指定通所支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第五十六条に規定する従業者の員数の基準を満たしている基準該当児童発達支援事業者に係る従業者の員数の基準については、新条例第五十六条の規定にかかわらず、平成三十一年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

(指定障害児入所施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

4 この条例の施行の際現に児童福祉法第二十四条の二第一項の規定による指定を受けている第三条の規定による改正前の指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第五条第四項及び第六条第六項に規定する指定福祉型障害児入所施設については、第三条の規定による改正後の指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第五条及び第六条の規定にかかわらず、平成三十三年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

大分県身体障害者更生相談所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第二十号

**大分県身体障害者更生相談所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例**

**例**

大分県身体障害者更生相談所の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年大分県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「第五条第二十三項」を「第五条第二十五項」に改める。

**附則**

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第二十一号



青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例

青少年の健全な育成に関する条例（昭和四十一年大分県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第二十二條の二第一項を次のように改める。

携帯電話インターネット接続役務提供者等（環境整備法第十三條第一項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供者等をいう。以下同じ。）は、環境整備法第十四條の規定により、青少年又は保護者に対し、同條に規定する事項を説明するときは、併せて、インターネットを不適切に利用することにより、青少年が違法な行為をし、又は自己若しくは他人に対し有害な行為をするおそれがあることその他の規則で定める事項を説明するとともに、当該事項を記載した説明書を交付しなければならない。ただし、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件として締結されていた携帯電話インターネット接続役務（環境整備法第二條第七項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。第二十二條の三第二項において同じ。）の提供に関する契約の内容を変更し、又は更新する場合であつて、引き続き青少年有害情報フィルタリングサービスを利用する旨の申出があつたときは、この限りでない。

第二十二條の二第二項中「第十七條第一項ただし書」を「第十五條ただし書」に改め、「とき」の下に「、又は環境整備法第十六條ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリング有効化措置（同條に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置をいう。次条第二項において同じ。）を講ずることを希望しない旨の申出をするとき」を、「書面」の下に「又は電磁的記録（以下「書面等」という。）を加え、「携帯電話インターネット接続役務提供者等」を「携帯電話インターネット接続役務提供者等」に改め、同条第三項中「携帯電話インターネット接続役務提供者等」を「携帯電話インターネット接続役務提供者等」に、「書面の」を「書面等の」に、「書面又は当該書面」を「書面等又は当該書面等（書面に限る。）」に改める。

第二十二條の三の見出し及び同条第一項中「携帯電話インターネット接続役務提供者等」を「携帯電話インターネット接続役務提供者等」に改め、同条第二項中「受けている」を「受け、又は青少年有害情報フィルタリング有効化措置が講じられていない特定携帯電話端末等（環境整備法第十六條に規定する特定携帯電話端末等をいう。）を使用している」に改め、同条第三項及び第四項中「携帯電話インターネット接続役務提供者等」を「携帯電話インターネット接続役務提供者等」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

平成三十年三月三十日

旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

大分県条例第二十二号

旅館業法施行条例の一部を改正する条例

旅館業法施行条例（昭和三十二年大分県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。第一条中「及び旅館業法施行令（昭和三十一年政令第百五十二号。以下「令」という。）を削る。第六條を削る。

附則

この条例は、平成三十年六月十五日から施行する。

大分県企業立地促進資金貸付基金条例を廃止する条例をここに公布する。  
平成三十年三月三十日

大分県条例第二十三号

大分県企業立地促進資金貸付基金条例を廃止する条例

大分県企業立地促進資金貸付基金条例（昭和六十二年大分県条例第十七号）は、廃止する。

附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

大分県営土地改良事業分担金徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成三十年三月三十日

大分県条例第二十四号

大分県営土地改良事業分担金徴収条例等の一部を改正する条例

（大分県営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正）  
第一条 大分県営土地改良事業分担金徴収条例（昭和四十五年大分県条例第十四号）の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

大分県報号外（条例）

### 大分県営土地改良事業分担金等徴収条例

第一条中「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十四条の分担金」を「分担金の徴収並びに法第九十一条の二第一項及び第六項の規定による特別徴収金」に改める。

第二条第一項中「（二）の下に「法第八十七条の三第一項の規定により行う県営土地改良事業を除く。」を加える。

第六条の見出しを「（特別徴収金の徴収等）」に改め、同条第一項及び第二項を次のように改める。

県は、事業のうち別に知事が指定するものの施行については、当該事業の施行に係る地域内にある土地につき法第三条に規定する資格を有する者が、知事が別に指定する日から、当該事業の工事の完了につき法第十三条の三第三項の規定による公告があつた日（その公告において工事の完了の日が示されたときはその日）の属する年度の翌年度から起算して八年を経過するまでの間に、当該土地を当該事業の計画において予定する用途以外の用途（以下この項において「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等（所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下この項において同じ。）をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、その者から、特別徴収金を徴収する。

2 前項の特別徴収金の額は、第一号に定めるところにより算定される額から第二号に定めるところにより算定される額を差し引いて得た額を限度として、知事が定める。

一 事業に要する費用の額に、特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該事業の施行に係る地域内の土地の面積に対する割合を基準とし、当該事業によつて当該土地が受ける利益を勘案して知事が別に定める割合を乗じて得た額

二 当該事業につき第二条の規定により徴収する分担金若しくはこれに相当する額の金銭又は法第九十一条第二項若しくは第六項の規定により徴収する負担金の額に、特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該事業の施行に係る地域内の土地の面積に対する割合を基準とし、当該事業によつて当該土地が受ける利益を勘案して知事が別に定める割合を乗じて得た額

第六条中第四項を第六項とし、同条第三項中「転用」を「第一項又は第三項の特別徴収金の徴収」に、「こえない」を「超えない」に、「第一項の分担金」を「当該特別徴収金」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 県は、法第八十七条の三第一項の規定により県が行う土地改良事業（以下この項にお

いて「機構関連事業」という。）の施行に係る地域内にある土地につき法第九十一条の二第六項各号のいずれかに掲げる者が、法第八十七条の三第七項において準用する法第八十七条第五項の規定により当該機構関連事業の計画を定めた旨を公告した日から、当該機構関連事業の工事の完了につき法第十三条の三第三項の規定による公告があつた日（その公告において工事の完了の日が示されたときはその日）の属する年度の翌年度から起算して八年を経過するまでの間に、当該各号に定める場合に該当するときは、その者から、特別徴収金を徴収する。

4 前項の特別徴収金の額の算定については、第二項の規定を準用する。

（大分県土地改良財産の管理及び処分に関する条例の一部改正）

第二条 大分県土地改良財産の管理及び処分に関する条例（昭和三十四年大分県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「行なう」を「行う」に、「及び第八十八条」を「第八十七条の三第一項、第八十七条の四第一項及び第八十七条の五第一項」に改める。

（大分県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部改正）

第三条 大分県国営土地改良事業負担金徴収条例（昭和四十年大分県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「翌年度」の下に「の初日」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同項ただし書中「指定する年度」の下に「の初日」を加える。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（大分県営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正に伴う経過措置）

2 第一条の規定による改正後の大分県営土地改良事業分担金等徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後に着工した県営土地改良事業について適用し、同日前に着工した県営土地改良事業については、なお従前の例による。

大分県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第二十五号

#### 大分県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

大分県道路占用料徴収条例（昭和五十一年大分県条例第三十八号）の一部を次のように改







令第七条 第十三号 に掲げる 施設	道若しくは自動 車専用道路(高 架のものに限 る。)の路面下 に設けるもの	Aに〇・〇 一五を乗じ て得た額	Aに〇・〇 一七を乗じ て得た額	Aに〇・〇 一九を乗じ て得た額	Aに〇・〇 二四を乗じ て得た額
	上空に設けるも の	Aに〇・〇二四を乗じて得た額	Aに〇・〇三四を乗じて得た額		
その他のもの					

別表の備考第二号口中「及び津久見市」を削り、同号ハ中「臼杵市」の下に「津久見市」を加え、同表の備考第八号中「二平方メートル若しくは一メートル」を「〇・〇一平方メートル若しくは〇・〇一メートル」に、「一平方メートル又は一メートルとして」を「その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて」に改める。

**附則**

**(施行期日)**

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。  
(経過措置)

2 この条例の施行の日前にした許可又は協議に係る占用物件の各年度の占用料の額は、占用物件ごとにこの条例による改正後の大分県道路占用料徴収条例(以下「新条例」という。)により算出した占用料の額が前年度の占用料の額(前年度における占用の期間が各年度における占用の期間と異なる場合にあつては、当該前年度における占用の期間に代えて各年度における占用の期間を用いて算出した占用料の額。以下同じ。)に百分の百二十を乗じて得た額を超える場合には、新条例の規定にかかわらず、当該前年度の占用料の額に百分の百二十を乗じて得た額とする。

大分県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

**大分県条例第二十六号**

**大分県屋外広告物条例の一部を改正する条例**

大分県屋外広告物条例(昭和三十九年大分県条例第七十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「第二種中高層住居専用地域」の下に「田園住居地域」を加える。

**附則**

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

大分県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

**大分県条例第二十七号**

**大分県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例**

大分県迷惑行為防止条例(昭和四十年大分県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「しゅう恥させ」を「羞恥させ」に改め、同項第二号及び第三号を次のように改める。

二 衣服等で覆われている人の下着若しくは身体(以下この号及び次号において「下着等」という。)をのぞき見し、若しくは撮影し、又は下着等を撮影する目的で写真機、ビデオカメラその他これらに類する機器(以下「写真機等」という。)を下着等に向け、若しくは設置すること(次号に規定する方法により行われる場合を除く。)

三 衣服等を透かして見ることができるとして、写真機等を使用して、下着等の映像を見、若しくは撮影し、又は下着等を撮影する目的で写真機等を人に向け、若しくは設置すること。

第三条第二項を次のように改める。

2 何人も、集会場、事務所、教室、タクシーその他の不特定又は多数の者が利用するような場所又は乗物(公共の場所又は公共の乗物を除く。)において、正当な理由がないのに、人を著しく羞恥させ、又は人に不安を覚えさせるような方法で、住居、浴場、便所、更衣室その他人が通常衣服等の全部又は一部を着けない状態であるような場所に当該状態である人の姿態をのぞき見し、若しくは撮影し、又は当該状態である人の姿態を撮影する目的で写真機等を人に向け、若しくは設置してはならない。

3 何人も、正当な理由がないのに、人を著しく羞恥させ、又は人に不安を覚えさせるような方法で、住居、浴場、便所、更衣室その他人が通常衣服等の全部又は一部を着けない状態であるような場所に当該状態である人の姿態をのぞき見し、若しくは撮影し、又は当該状態である人の姿態を撮影する目的で写真機等を人に向け、若しくは設置してはならない。

第十条中「各号」の下に「のいずれか」を、「第四号まで」の下に「及び第五号(電子メールの送信等に係る部分に限る。)」を加え、「住居」を「若しくは住居」に改め、同条第一号中「又は住居等に押し掛ける」を「住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつく」に改め、同条第五号中「電子メールを送信し、若しくは」を削り、「送信す

る」を「送信し、若しくは電子メールの送信等をする」に改め、同条第八号を次のように改める。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

第十条に次の一項を加える。

2 前項第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及びファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。

一 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。次号において同じ。）の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、特定の個人がその入力する情報を電気通信を利用して第三者に閲覧させることに付随して、その第三者が当該個人に対し情報を伝達することができる機能が提供されるものの当該機能を利用する行為をすること。

第十一条第一項中「前条」を「前条第一項」に改め、同条第二項中「又は第八条」を「第八条又は前条第一項」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十年六月一日から施行する。  
（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。